

江南市災害廃棄物処理計画

江南市

令和2年2月

目 次

第1章 総 則.....	1
第1 本計画策定の趣旨.....	1
第2 対象とする災害等.....	3
第2章 災害廃棄物処理計画の基本方針.....	8
第1 基本方針.....	8
第2 計画の見直し.....	8
第3 組織体制、連絡及び協力体制.....	10
第3章 災害廃棄物の処理.....	18
第1節 災害廃棄物処理の基本方針.....	18
第1 本市の災害廃棄物の処理フロー.....	19
第2 災害廃棄物の仮置場.....	22
第2節 生活ごみ・避難所ごみの基本方針.....	32
第1 ごみの発生量.....	33
第2 生活ごみ・避難所ごみの収集.....	37
第3 生活ごみ・避難所ごみの処理.....	38
第4 再利用・資源化対策.....	39
第3節 適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針.....	40
第1 処理困難物への対応.....	41
第2 処理困難物の処理先等.....	43
第4節 損壊家屋等の解体・撤去の基本方針.....	45
第1 解体・撤去の手続.....	46
第2 解体・撤去における注意点.....	47
第5節 し尿処理の基本方針.....	48
第1 し尿の発生量.....	49
第2 し尿の収集.....	49
第3 し尿の処理.....	51
第6節 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物処理の基本方針.....	52
第1 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の推計量.....	53
第2 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の仮置場.....	54
【参考資料】仮置場の設置、運営等において配慮すべき事項について.....	55

第1章 総則

第1 本計画策定の趣旨

1 背景

我が国は世界的に有数の災害が発生しやすい国であり、平成23年に東北地方太平洋沖地震が発生したことにより津波が襲い、死者15,000人以上、全壊・半壊家屋30万戸に及ぶ甚大な被害をもたらした東日本大震災は記憶に新しく、本市も影響を受けることが予測される南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会は平成30年2月、マグニチュード8以上の地震30年以内に70～80%程度の確率で発生するとの予測を発表しました。

平成26年3月28日には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、愛知県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるなど、突如として発生する大規模地震による被害を軽減するための予防策や、災害廃棄物等の適正かつ迅速な処理のための対策を、あらかじめ講じる必要があります。

また、地震のみならず、近年の気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の発生により、河川氾濫や土砂災害等の危険性も高まっており、市民の安心・安全のための迅速な対応が必要です。

このような状況のなか、国は、平成30年3月に災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）を改訂、県は、平成28年10月に愛知県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）を策定しております。これらと整合を図りつつ、江南市防災会議が作成している江南市地域防災計画の下、本計画を策定するものです。

2 本計画の目的

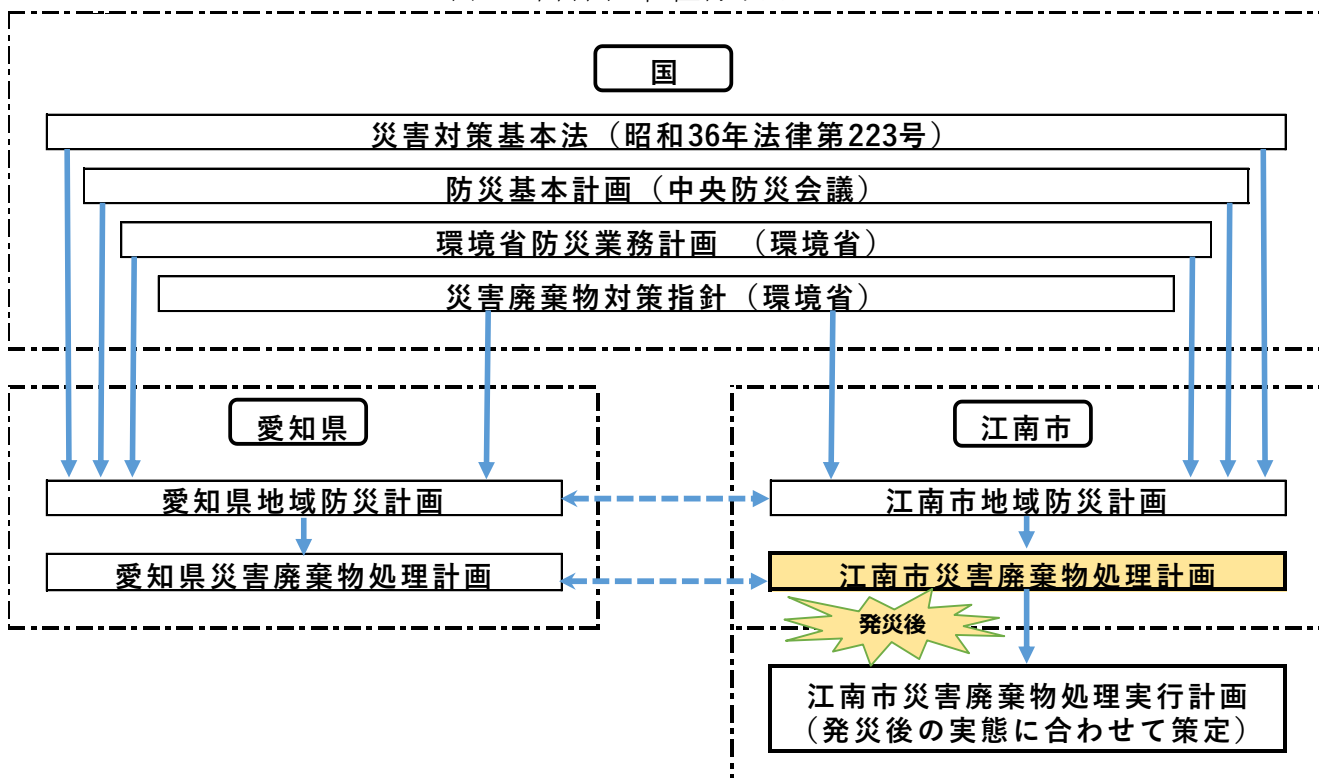
今回策定する「江南市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、南海トラフ地震等により発生が想定される災害廃棄物を適正に処理することで災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とするものです。

なお、本計画は大量に発生することが想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な指針となるものであり、災害発生時には、速やかに江南市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、被害状況や災害廃棄物の発生状況に応じて柔軟に対応することとします。

3 本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するもので、「江南市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）と「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、必要な事項を示したものです。

<図1：本計画の位置付け※1>



4 本計画の見直し

第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、江南市、犬山市、大口町、扶桑町で進めている新たなごみ処理施設の令和7年度稼働予定を見据え、本計画の見直しに留意する。また、災害廃棄物対策指針、愛知県災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等の関連計画が改定等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※1 県計画を基に江南市作成

第2 対象とする災害等

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とします。

<表1：本計画の対象とする災害>

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化等も対象
風水害、その他自然災害	台風、集中豪雨等による多量の降雨により生ずる洪水、河川氾濫、土砂災害等の被害も対象

2 被害想定等

本計画では地震災害については、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、平成27年12月に愛知県防災会議で示された南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」※1を想定災害とし、風水害、その他自然災害による被害については国土交通省の想定最大規模降雨（二日間総雨量527mm）を想定します。

<表2：震度※2>

	最大震度
愛知県	7
江南市	5強

※1南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル。

（1707年「宝永地震」（M8.6）、1854年「安政東海」（M8.4）、1854年「安政南海」（M8.4）、

1944年「昭和東南海」（M7.9）、1946年「昭和南海」（M8.0）の5地震）

※2出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」（愛知県防災会議地震部会（平成26年5月（平成27年12月修正））

(1) 被害想定※1

(ア) 建物被害

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

<表3：本市の建物被害想定>

—：わずか

	愛知県全体	江南市
揺れによる全壊	約 47,000 棟	—
液状化による全壊	約 16,000 棟	約 10 棟
浸水・津波による全壊	約 8,400 棟	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟	—
地震火災による消失	約 23,000 棟	—

(イ) 人的被害

※それぞれの被害が最大となるケースを想定

- a 死者（冬・深夜5時発災、早期避難率低） わずか
- b 避難者（冬、18時発災）
 - 1日後 約 100人
 - 1週間後 約 8,700人
 - 1ヶ月後 約 100人
- c 帰宅困難者（昼12時発災） 約 5,000～5,200人

(ウ) ライフライン機能支障

※被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）に発災し、その1日後を想定

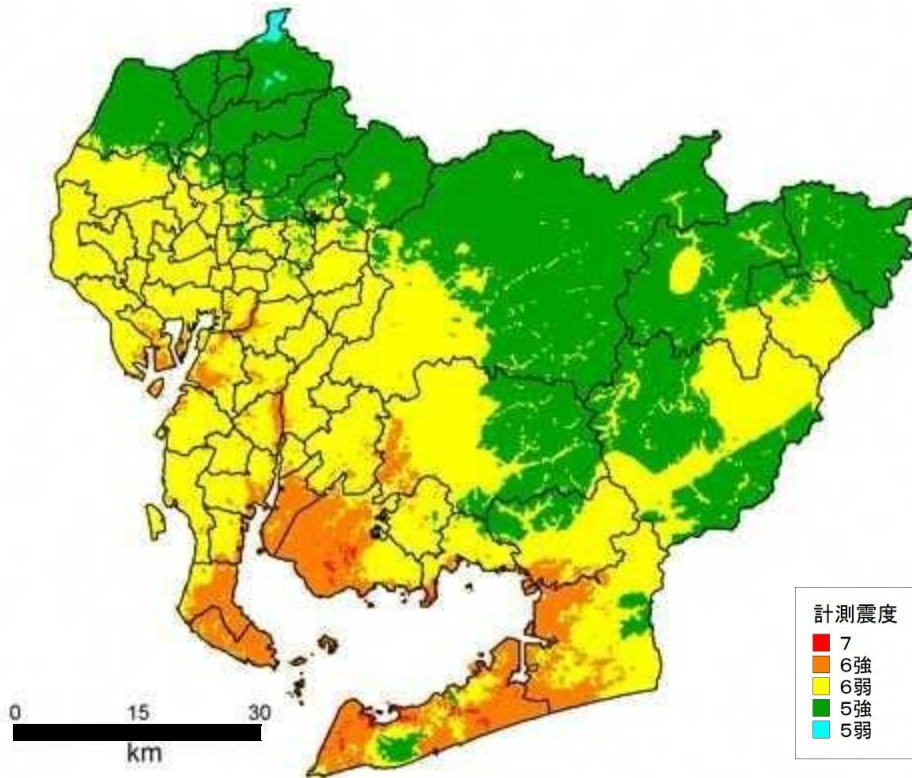
<表4：ライフライン機能支障>

—：わずか

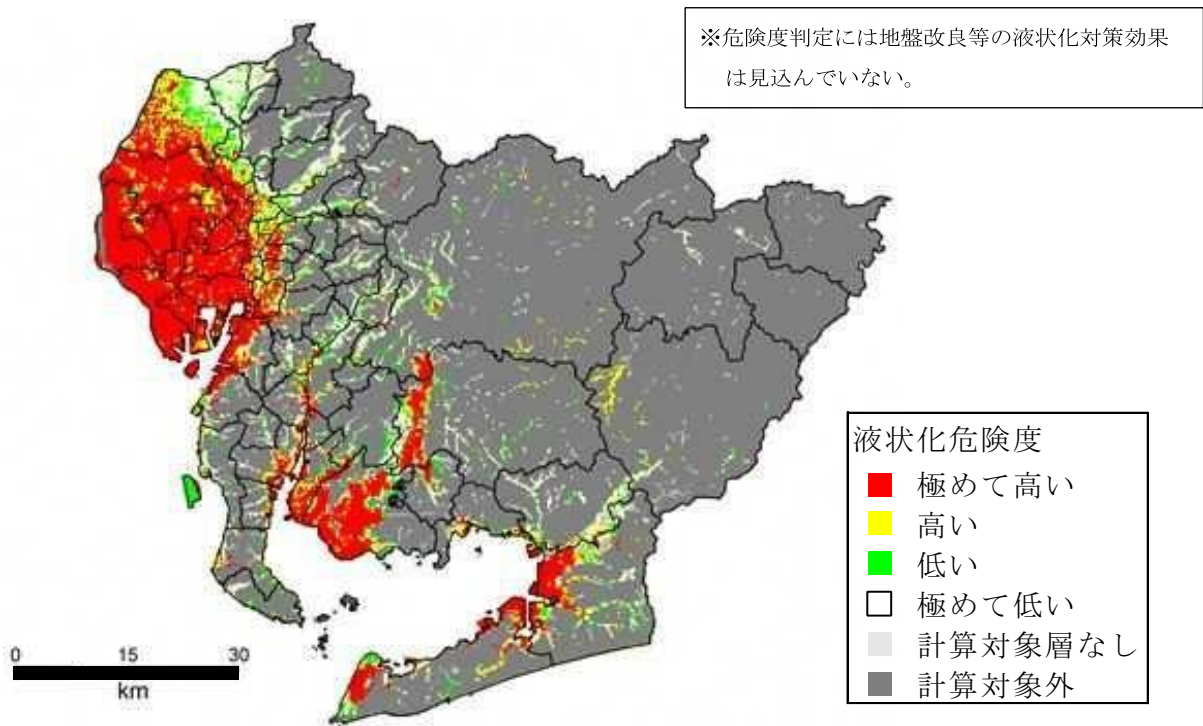
種類		想定被害数
上水道	断水人口	約 83,000 人
下水道	機能支障人口	約 400 人
電力	停電軒数	約 43,000 軒
固定電話	不通回線数	約 14,000 回線
携帯電話	停波基地局率	80 %
都市ガス	復旧対象戸数	—
LPガス	機能支障世帯数	約 200 世帯

※1 出典：江南市地域防災計画

<図2：震度分布※1>



<図3：液状化危険度分布※1>



※1 出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」
(愛知県防災会議地震部会 (平成26年5月 (平成27年12月修正)))

3 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物等は、「災害によって発生する廃棄物等」及び「被災者の生活に伴う廃棄物」に大別し、表5に示したとおりとします。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本としますが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応します。

＜表5：本計画の対象とする災害廃棄物※1＞

廃棄物		具体例
① 災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、風水害、その他自然災害による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃ごみ	生ごみ、繊維くず、汚れた紙など
	資源ごみ	プラスチック、ガラスなど、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB※2、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA※3・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等注射針等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、スプリング入りマットレスなど処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボードなど
② 被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや資源ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみや資源ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

※1 災害廃棄物対策指針を元に江南市作成

※2 ポリ塩化ビフェニル化合物の略称

※3 クロム銅ヒ素系木材保存剤の略称

4 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の推計値を基に災害廃棄物処理対策をまとめるものとし、発災後、実際の被害状況を踏まえて災害廃棄物の発生量の把握を行い災害廃棄物処理実行計画に反映するものとします。

＜表6：災害廃棄物の発生量推計※1＞

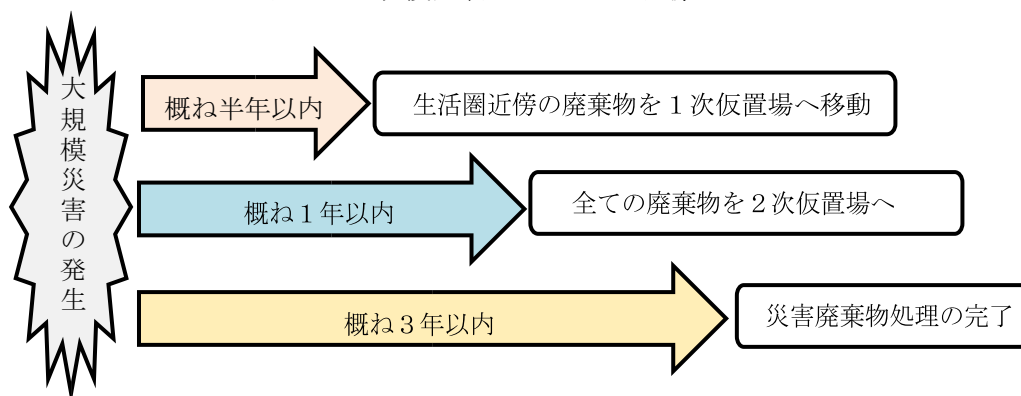
地震・津波等 廃棄物発生量 内訳	選別前				合 計 (t)
	可燃物 (t)	不燃物 (t)	小 計 (t)	津波堆積物 (t)	
愛知県	3,350,576	17,274,735	20,625,311	6,465,227	27,090,538
江南市	1,374	6,387	7,760	0	7,760

5 大規模災害時における目標スケジュール

生活圏内の災害廃棄物を速やかに（概ね半年以内）1次仮置場へ移動し、全ての災害廃棄物を概ね1年以内に2次仮置場へ移動させるものとします。

なお、災害廃棄物の処理の完了は、愛知県災害廃棄物処理計画のとおり概ね3年以内を目標とします。ただし、復旧・復興事業における再生資材の利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応し、発災後、国により処理指針（マスタープラン）が作成された際には、そこで示される目標期間との整合を図ります。

＜図4：大規模災害時における目標スケジュール※2＞



※1 出典：愛知県災害廃棄物処理計画参考資料(端数処理を行っているため合計が各項目の和に一致しない)

※2 出典：愛知県災害廃棄物処理計画

第2章 災害廃棄物処理計画の基本方針

第1 基本方針

本計画の運用及び災害廃棄物の処理にあたっては、以下に示す基本方針に基づき、状況に応じた適正かつ柔軟な対応を行います。

1 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短時間での処理を目指します。

2 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や仮設破砕機等の有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理します。

3 環境に配慮した処理

災害時においても環境に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際の石綿（アスベスト）飛散防止対策、野焼きの原則禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策に配慮します。

4 リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物を極力地域の復興に役立て、公共事業（道路、公園等）等に活用し廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することになり、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進します。

5 処理の協力・支援、連携

市内での処理能力が不足する場合には、国や愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を要請して処理を行う。また、広域処理や他市町への支援についても、被害状況に応じて検討します。

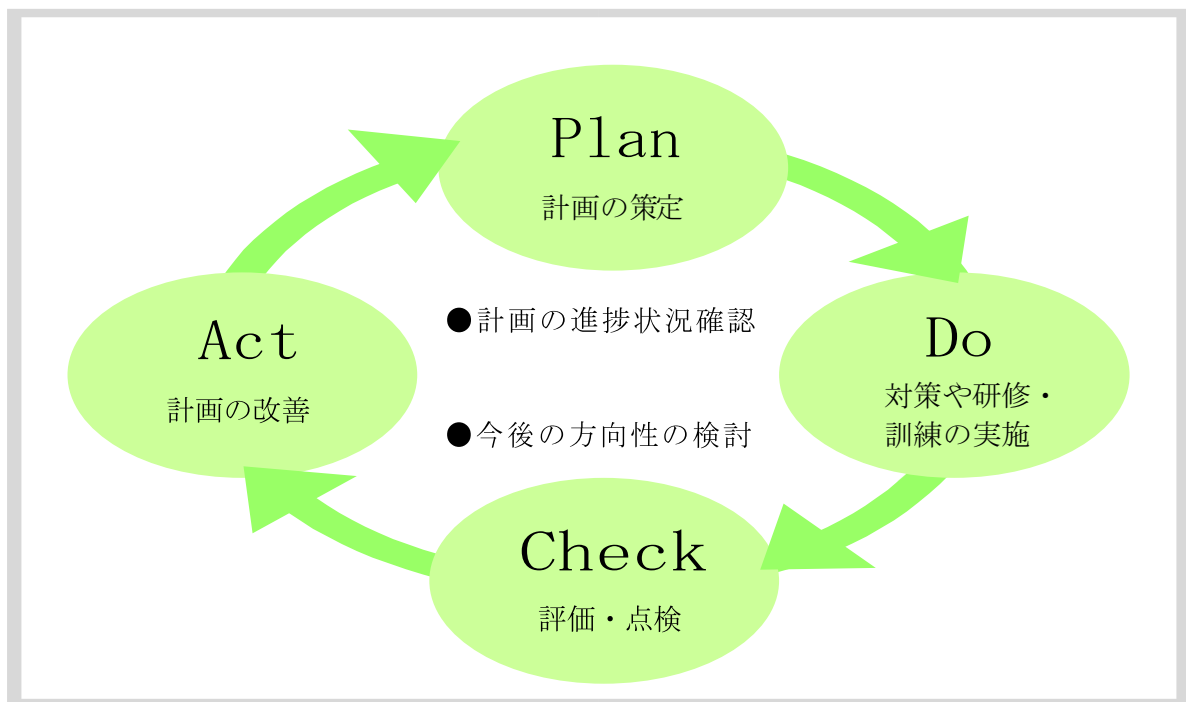
更にごみの排出や一時的な仮置場等の管理・運営について、行政区や災害ボランティアと連携し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

第2 計画の見直し

被災後の復旧や復興を速やかに進めるためには、本計画の実効性を確保しておくことが必要となります。このため、平常時から机上訓練等の研修を通して計画の進捗管理・評価を行うとともに、収集体制や処理施設等における変更点やその他資料については、適宜修正を行います。

また、災害廃棄物対策指針、愛知県災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等の関連計画が改定された場合は必要に応じて計画の見直しを行います。

<図5：継続的改善のイメージ（PDCAサイクル）>



第2 組織体制、連絡及び協力体制

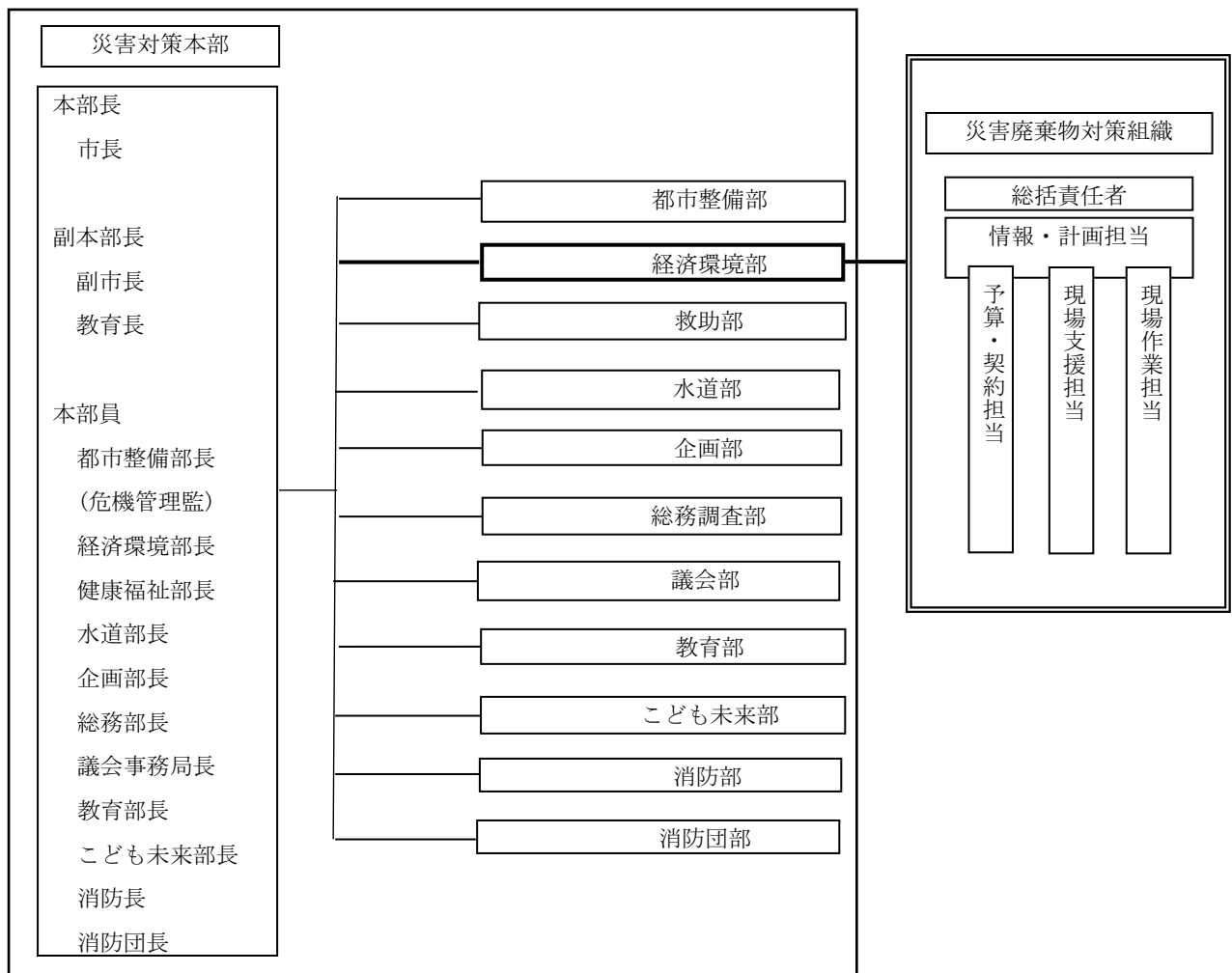
発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとします。ただし、災害廃棄物処理は、業務が国及び愛知県との調整、仮置場の設置・運営等広範囲且つ長期間にわたることから環境課を中心に臨時的災害廃棄物処理対策組織を設置します。

1 災害廃棄物対策組織

総括責任者、情報・計画担当、予算・契約担当、現場支援担当、現場作業担当を配置して、災害廃棄物の処理にあたります。

なお、災害廃棄物対策組織の業務については、処理の進捗に合わせて、江南市災害対策本部及び関係部局と連携し、人員応援等により円滑な災害廃棄物の処理のための組織体制作りに努めます。

<図6：災害廃棄物対策組織図>



<表7：各担当の主な業務>

担当名	主な業務
<p>総括責任者 (環境課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ・ 江南市災害対策本部、国及び県との連絡調整 ・ 職員の安全確保 ・ その他重要事項に関すること
<p>情報・計画担当 (環境課主幹及び環境課職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び被災状況の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し（発生量推計、作業スケジュール、処理フロー） ・ 県、近隣市町村、相互援助協定団体等への応援要請及び広域処理の調整 ・ 各種広報（し尿・ごみの収集、仮設トイレ、仮置場、解体撤去等） ・ 問合せ対応（災害廃棄物の処理、家屋の解体、その他）
<p>予算・契約担当 (環境課及び応援職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算管理 ・ 災害廃棄物処理先との契約 ・ 資機材調達、仮置場用地等の契約 ・ 国庫補助、起債
<p>現場支援担当 (環境課及び応援職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各部局との連絡調整 ・ 仮置場の場所選定、設置、運転委託契約等 ・ 車両等の資機材調達、災害廃棄物処理のための仮設施設の整備
<p>現場作業担当 (環境課及び応援職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の運営管理 ・ 生活系ごみ、粗大ごみの収集運搬 ・ し尿の収集運搬 ・ 一般廃棄物最終処分場の運転管理

<表8：具体的に必要となる業務内容と必要人数の想定※1>

担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期（3日以内）	応急対応（3か月以内）	復旧・復興（3年以内）
総括責任者 (環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認、召集の指示 ・災害廃棄物対策組織の設置及び職員配置決定 ・災害時対応、情報収集の開始指示 ・災害対策本部との連絡調整 ・仮置場設置の方針決定 ・支援要請の判断 ・国、県への被災状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定 ・組織体制及び職員配置の見直し ・災害対策本部との連絡調整 ・国、県への災害廃棄物処理状況の報告及び事務委託等に関する調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定 ・組織体制及び職員配置の見直し ・災害対策本部との連絡調整 ・国、県への災害廃棄物処理状況の報告 ・災害廃棄物処理完了の確認
対応必要人数	1名	1名	1名
情報・計画担当 (環境課主幹及び環境課職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務班からの被災情報集約 ・災害廃棄物発生量の推計開始 ・県、他市町村、協定団体等への応援要請（職員派遣等） ・災害廃棄物の分別排出方法の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務班の処理進捗状況等の情報集約 ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・作業スケジュールの検討と見直し ・災害廃棄物の広域処理に向けた計画作成 ・家屋の解体、撤去に関する関係部局調整及び計画策定 ・災害廃棄物に関する広報（分別排出方法、家屋の解体等） ・問合せ、相談窓口の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務班の処理進捗状況等の情報集約 ・災害廃棄物処理実行計画及び処理方法、スケジュールの見直し ・災害廃棄物に関する広報（分別排出方法、家屋の解体等） ・問合せ、相談窓口の運用
対応必要人数	1名程度	2名程度（ピーク時）	1名程度
予算・契約担当 (環境課及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結団体との協定単価の確認 ・資機材調達先との契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払 ・選別後の地震等廃棄物の搬出先との契約 ・協定締結団体への災害廃棄物の処理委託 ・家屋の解体、撤去に関する予算執行 ・国庫補助、起債等に関する国や県の方針及び積算方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払 ・家屋の解体、撤去に関する予算執行 ・国庫補助金等の申請 ・起債関係書類作成 ・会計検査対応
対応必要人数	2名程度	3名程度（ピーク時）	1名程度

※1 平成27年度市町村等災害廃棄物処理計画研修会資料（愛知県環境部）（以下「県研修資料」という。）を基に江南市作成

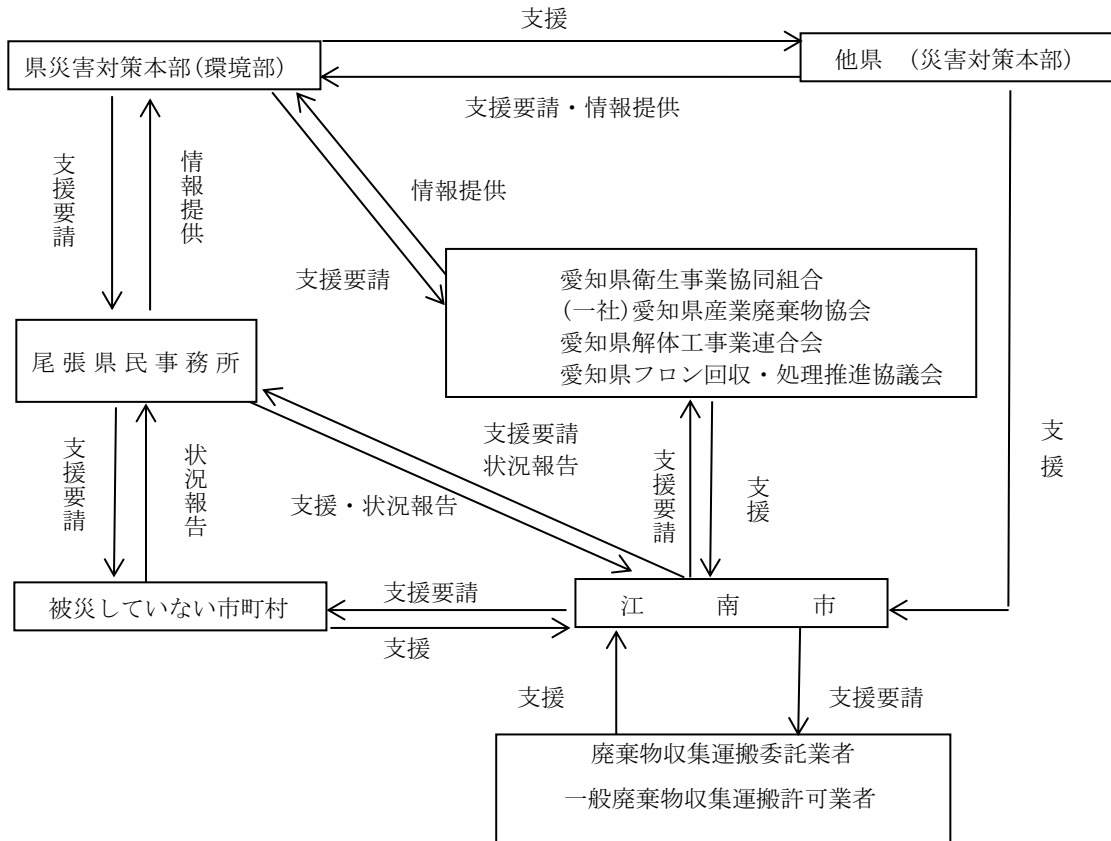
担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期（3日以内）	応急対応（3か月以内）	復旧・復興（3年以内）
現場支援担当 (環境課及び 応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集状況確認 ・自衛隊、消防、警察との連携 ・一次仮置場の設置、運転委託契約 ・不足資機材、燃料等の把握と調達先の決定 ・市各部局との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市各部局との情報共有 ・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討・災害廃棄物の広域処理に向けた受入先との調整 ・資機材、燃料等の調達 ・ボランティア団体との連絡調整 ・家屋の解体、撤去、搬入許可に関する申請窓口の設置運営 ・二次仮置場の場所、仕様等の決定と設置、委託契約・選別後の災害廃棄物の搬出先選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市各部局との情報共有 ・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討・災害廃棄物の広域受入先との調整 ・資機材、燃料等の調達 ・ボランティア団体との連絡調整 ・家屋の解体、撤去、搬入許可に関する申請窓口の運営
対応必要人数	2名程度	3名程度（ピーク時）	2名程度
現場作業担当 (環境課及び 応援職員)	<p>【仮置場管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場の運営開始 <p>【ごみ収集・運搬班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬委託業者の被害状況確認と協力要請 ・避難所を組み入れた生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確立 ・生活ごみ・避難所ごみの収集開始 <p>【し尿処理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬委託業者の被害状況確認と協力要請 ・し尿処理施設、下水道関係施設の被害状況確認 ・避難所等のし尿収集体制の確立 ・簡易トイレの手配 	<p>【仮置場管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場の運営管理 ・仮置場の火災、不法投棄対策 ・仮置場の環境モニタリング ・解体業者との搬入調整 <p>【ごみ収集・運搬班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせた生活ごみ・避難所ごみの収集体制確保 ・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入 <p>【し尿処理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせたし尿の収集体制確保 ・し尿収集依頼の受付 ・広域処理先へのし尿の搬入 	<p>【仮置場管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場の運営開始 ・一次、二次仮置場の運営管理 ・仮置場の環境モニタリング ・仮置場の火災、不法投棄対策 ・解体業者との搬入調整 ・ボランティア派遣依頼 ・選別後の災害廃棄物の搬出 ・仮置場の返却（汚染対策を含む） <p>【ごみ収集・運搬班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみの通常収集への移行（避難所閉鎖時） ・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入 <p>【し尿処理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿の通常収集への移行（避難所閉鎖時）
対応必要人数	6名程度	9名程度（ピーク時）	6名程度

(状況に応じて人員配置の調整を行う)

2 協力・支援体制

(1) 災害時の協力・支援体制

＜図7：災害時の支援体制※1＞



(2) 県、周辺市町村の地域間連携及び民間事業者等との連携

災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく尾張北部ブロック（※2）内の他市町、各種相互応援協定を締結している市町や、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会との相互援助協定に基づき応援要請を行います。

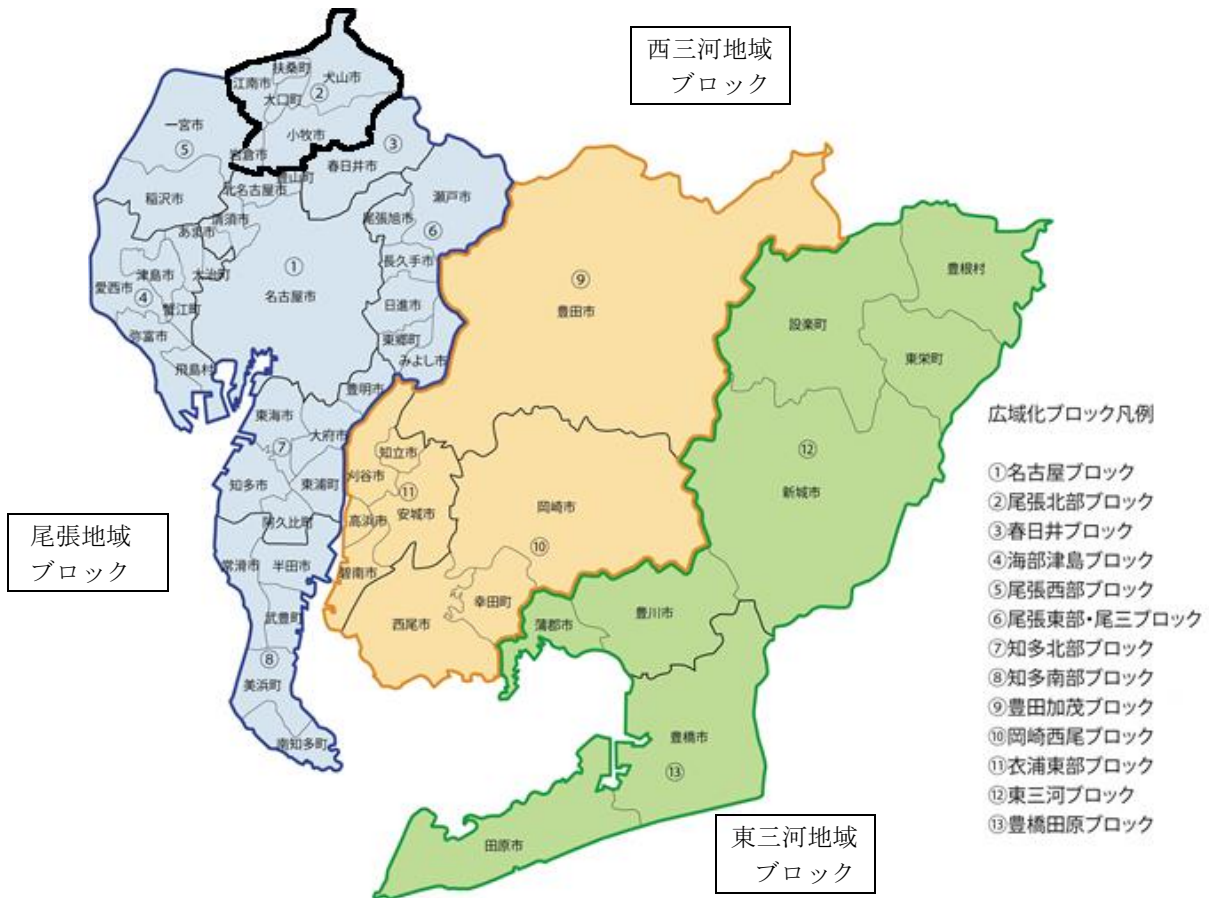
また、県域を越えた広域処理については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて具体的な協力要請を行うため、愛知県に被災状況を報告するとともに、愛知県から情報収集や指導・助言を受けながら、相互協力体制の構築を図ります。

※1 県計画を基に江南市作成

※2 尾張北部ブロック：江南市、犬山市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町。

現在は、江南市、大口町及び扶桑町は江南丹羽環境管理組合でごみ処理を共同で実施。

<図8：地域ブロック※1>



(②尾張北部ブロックの内、江南市、犬山市、大口町及び扶桑町が第一小ブロック。小牧市及び岩倉市が第二小ブロック。)

※1 出典：県計画

《相互援助協定》

現在締結しているごみ処理に関する相互援助協定は、下記のとおりである。※1

<表9：協定一覧>

№	名 称	相手方	内 容
1	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互協力に関する協定	愛知県内の市町村及び一部事務組合	災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者相互間の応援
2	大規模災害時の相互応援に関する協定	藤の花を市の花として指定した市の中で、災害時に相互応援を必要とする市で構成	地震等による大規模災害が発生し、被災市町村のみでは、災害緊急処理が出来ない場合における、協定市間の相互応援
3	し尿処理に係る災害応援協力に関する協定	㈱倉衛工業 ㈱大栄工業 有)ホテイクリーン	江南市内に発生した災害において、公共施設、避難所等への仮設トイレの設置及びし尿処理が緊急に必要となった場合にその対応を円滑な遂行と生活環境の保全
4	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	大規模災害が発生した際に、市の要請による災害時に生じた廃棄物の処理

※1 江南市業務継続計画（地震対策編）より抜粋

(3) ボランティアとの連携

災害対策本部を通じて、ボランティアの受け入れについて調整を行います。

ボランティアの配置は、仮置場での搬入作業や災害廃棄物の選別、その他清掃業務などその時点での状況に応じたものとし、健康管理に注意するとともに災害廃棄物の分別方法や排出先、作業における有害物質への曝露防止等の留意点等について事前説明をします。

3 住民等への広報

災害廃棄物の円滑な処理のために、市民等への啓発・広報を行います。

情報の発信方法としては、広報誌、インターネット、説明会、回覧板等の多様な手段を用いることとする。また、平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めます。

<表 10：広報の内容（例）>

時期	周知内容	周知方法
初期 (初動時)	<ul style="list-style-type: none">仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法についてし尿収集の実施について危険物、有害物の取扱いについて	以下の方法から選定して周知する。 <ul style="list-style-type: none">広報市ホームページ
中期 (対応時)	<ul style="list-style-type: none">ごみ分別方法や排出方法について被災自動車の取扱いについて便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止について	<ul style="list-style-type: none">避難所等での説明会回覧板避難所等への掲示板貼り出し
後期 (復旧・復興時)	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物処理実行計画について災害廃棄物処理の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none">防災行政無線広報車の巡回

第3章 災害廃棄物の処理

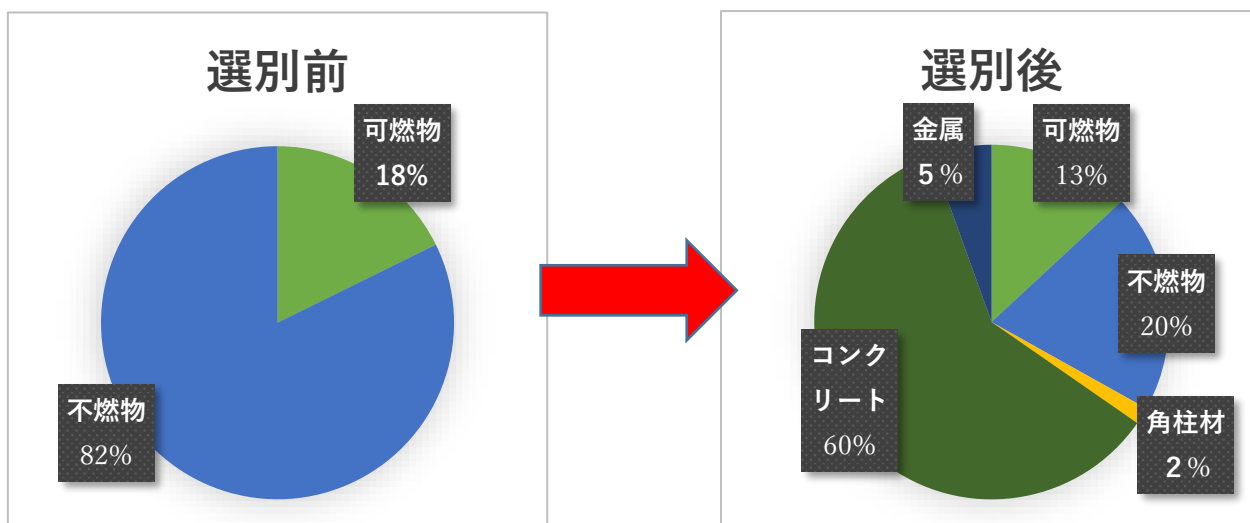
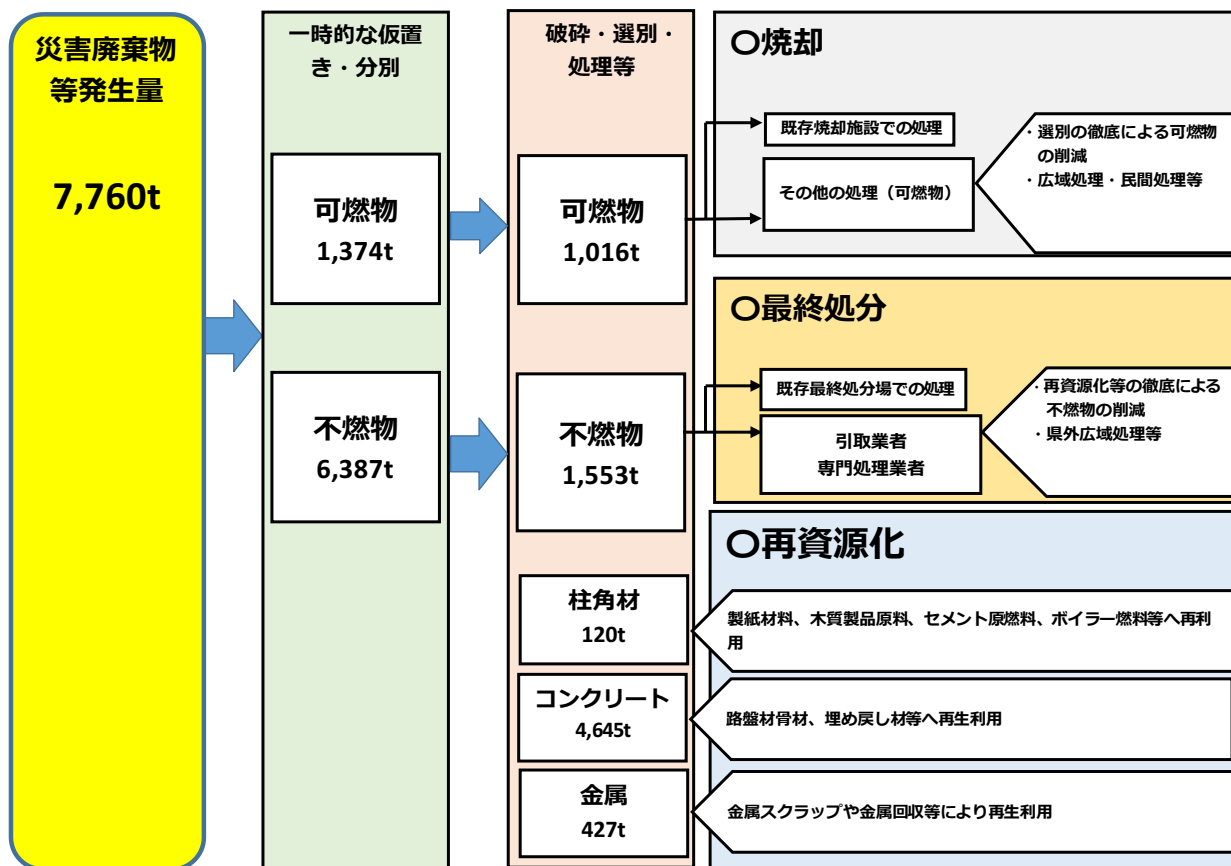
第1節 災害廃棄物処理の基本方針

- 1 災害によって発生した廃棄物は、生活系廃棄物とは別の処理体制を確立し適正な処理に努めます。
- 2 被災現場で可能な限り分別することで、仮置場における円滑な受入れを図ります。
- 3 災害廃棄物が大量に発生し一次仮置場で細分別を行うことが困難となる場合は、細分別を行う二次仮置場を設置し、粗選別を行う一次仮置場と併せて適正な処理に努めます。
- 4 一次仮置場、二次仮置場での保管、選別等を通じて、災害廃棄物の再利用、資源化に最大限努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ります。
- 5 可燃物の処理方法は、江南丹羽環境管理組合での処理、民間委託、広域処理等の中から生活系廃棄物の発生状況も考慮して選定します。
- 6 仮置場等での作業による地域住民の生活環境の悪化を防ぐため、環境保全のために必要な対策を適宜行います。

第1 本市の災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理にあたっては、段階に応じた選別と積極的な資源化により、焼却処理量や最終処分量の削減を図ります。（愛知県災害廃棄物処理計画に基づく南海トラフ地震過去最大モデルでの推計発生量）

<図8：災害廃棄物の処理フロー※1>



※1 県計画を基に江南市作成。端数処理を行っているため合計が各項目の和に一致しない。

<表 11：資源化の方法（例）※1>

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、木材は再利用 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい
	分別不可な場合	・破砕後、焼却し、埋立等適性処理
木 　　　く　　　ず		・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化した上で肥料原料として売却 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化した上で各種原料や燃料
金 　　　属　　　く　　　ず		・有価物として売却
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は、指定引取場所に搬入してリサイクル
	リサイクル不可な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用を検討 ・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクル
	使用不可な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理

※1 出典：国指針を基に江南市作成

<表 12：再生資材の主な活用（例）※1>

品 目	活用例
木くず	燃料、肥料
廃プラスチック	固形燃料
紙類	各種再生紙
畳	固形燃料
がれき類（コンクリートがら等）	土木資材
金属くず	金属原料
焼却灰	土木資材
汚泥	土木資材

※1 出典：国指針を基に江南市作成

第2 災害廃棄物の仮置場

発災後、災害廃棄物により復旧作業及び生活環境に支障が生じることがないように、速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。

そこで、あらかじめ災害廃棄物の発生量を推計して、仮置場の必要面積の算定を行い、仮置場候補地について検討します。

なお、仮置場の設置にあたっては、災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ粗選別を行うための一次仮置場、一次仮置場で粗選別した大量の災害廃棄物を円滑に処理するための二次仮置場の設置について検討を行います。

また、一次仮置場、二次仮置場の他に、廃自動車を受け入れるための仮置場が必要となることなども想定されるため、様々な状況に対応できるよう候補地を予め検討するものとします。

<表 13：仮置場の区分及び役割>

区 分	役 割
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の確保、復旧等のため、被災現場からの災害廃棄物の早期撤去や粗選別を効率的に行うために設ける仮置場。 被災現場での道路啓開、散乱廃棄物の撤去、損壊家屋の解体及び住居の片付け等で発生した災害廃棄物を一時的に保管することや角材や柱材、コンクリートがら、鋼材等の比較的大きな廃棄物や家電類などの資源化、処理困難物、危険物・有害物質及び思い出の品等の選別を行う。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場から搬入された災害廃棄物の発生状況にあわせ資源化を行うことで、焼却、最終処分を行う廃棄物の減量を図るとともに、適正な処理を行う。 木質系、コンクリート系それぞれの破砕機や仮設焼却炉設置の検討を行う。

1 一次仮置場必要面積

必要面積については、「県計画」における計算式を用いて算定するものとする。

<表 14：一次仮置場必要面積※1>

一次仮置場必要面積	1,135 m ²
-----------	----------------------

※1 出典：県計画参考資料

【参考】 <一次仮置場必要面積の算定方法※1>

①発生量

可燃物(t)	1,374
不燃物(t)	6,387
計(t)	7,760

②比重

可燃物	0.55
不燃物	1.48

③積上げ高さ(最大)

高さ(m)	5
-------	---

④保管面積

保管面積＝発生量①÷比重②÷高さ③

可燃物(m ²)	499
不燃物(m ²)	863
計(m ²)	1,362

⑤作業スペース

作業スペース＝保管面積④×2/3

作業スペース(m ²)	908
-------------------------	-----

⑥仮置場必要面積

仮置場必要面積＝保管面積④＋作業スペース⑤

仮置場必要面積(m ²)	2,270
--------------------------	-------

仮置場の必要面積 = (保管面積 + 作業スペース) / 2
 ○保管面積 = 発生量 ÷ 比重 ÷ 高さ
 (比重: 可燃物 0.55 不燃物 1.48 高さ: 5m)
 ○作業スペース = 保管面積 × 2/3

県計画では、仮置場必要面積については、災害廃棄物が随時搬入されること、また、処理も同時に進行することから、⑥の面積に2分の1を乗じたものを必要面積としています。

この計画によれば、⑥×1/2＝ 1,135 m² が江南市の仮置場必要面積となります。

※1 端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。数値は平成27年度第1回尾張地域災害廃棄物対策担当会議(尾張北西部)内の資料より

2 仮置場の候補地の選定

(1) 仮置場の選定基準

仮置場の選定は、避難所や復旧作業のために必要となるスペースを確保した後に、災害廃棄物の発生状況から算定した必要面積を基に、公共用地等から選定します。

<表 15：仮置場の選定基準>

	一次仮置場	二次仮置場
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・住宅地から一定の距離があり、搬入に支障がないこと。・1年間程度以上の長期の使用ができること。・水源や病院、学校等に近接していないこと。・飛散防止、安全管理が容易であること。・水道、排水、電気が確保できること。	
個別事項	<ul style="list-style-type: none">・被災現場に近く効率的な搬入が可能であること。・緊急輸送道路からの良好なアクセスが確保されていること。	<ul style="list-style-type: none">・破砕機等の中間処理機器等の設置、使用に支障のないこと。・資源化、焼却、最終処分等のための搬出に支障のないこと。・一次仮置場からの良好なアクセスが確保されていること。



混合廃棄物の様子※2

※1 出典：県計画

※2 出典：環境省ホームページ

(2) 仮置場の候補地

愛知県災害廃棄物処理計画では、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための「一次仮置場」と、災害規模が大きい時に、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化等を行うための「二次仮置場」を設定しているが、本市の災害廃棄物発生推定量から一箇所での保管・処理が可能であるため下記のとおり「蘇南公園多目的グラウンド」を災害廃棄物仮置場候補地として選定します。

なお、不慮の事態を想定して公共用地（公園・広場等）のうち、1, 135㎡以上のものをリストアップし、被災状況に合わせて他の利用用途と調整し周辺環境への影響や運搬効率も考慮して仮置場を設置します。

本計画に記載しているものはあくまで候補地としての記載であり、仮設住宅の設置など、他の利用がある仮置場の候補地の利用については、発災時の状況を踏まえて、関係各課と協議します。

<表 16: 仮置場の候補地>

使用用途	名称	所在地	利用可能面積
一次仮置場	蘇南公園	宮田町本田島322	64,836㎡
二次仮置場			

<表 17:仮置場の候補地一覧>

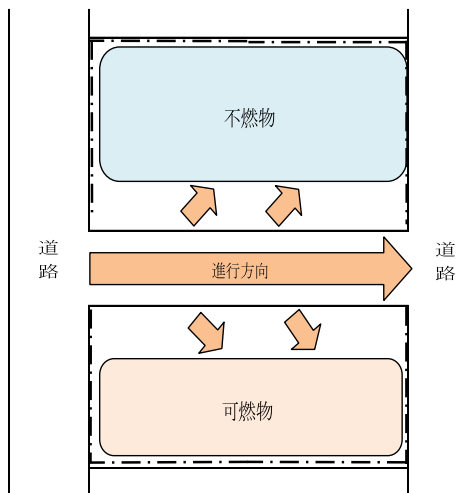
一次仮置場 二次仮置場 の別	候補地の名称	所在地	面積(m ²)
一次仮置場 二次仮置場	蘇南公園	宮田町本田島322	64,836
一次仮置場	江南緑地公園(草井) 駐車場	草井町中270	3,794
一次仮置場	江南緑地公園(草井) 芝生広場	草井町中270	30,290
一次仮置場	江南緑地公園(草井) グランドゴルフ場	草井町中270	5,115
一次仮置場	五明公園	五明町高砂200	3,500
一次仮置場	五明遊園地	五明町当光地385	1,170
一次仮置場	布袋児童遊園	五明町青木175	1,452
一次仮置場	中央公園つどいの広場芝生広場	北野町川石1-1	7,900
一次仮置場	花の広場(草井・鴨ヶ池住宅跡地)	草井町西17	3,530
一次仮置場	松竹広場	松竹町米野65	1,715
一次仮置場	東野広場	東野町鐘鑄山86	1,818
一次仮置場	飛高広場	飛高町本町61-1	1,663
一次仮置場	北山広場	北山町西188	1,377
一次仮置場	尾崎市営住宅跡地	尾崎町河原40	1,135
一次仮置場	草井広場	草井町千代見75	1,688
二次仮置場	江南市役所最終処分場	小杵町鴨ヶ池305	13,670

3 仮置場の配置等（機械選別及び焼却処理等含む）

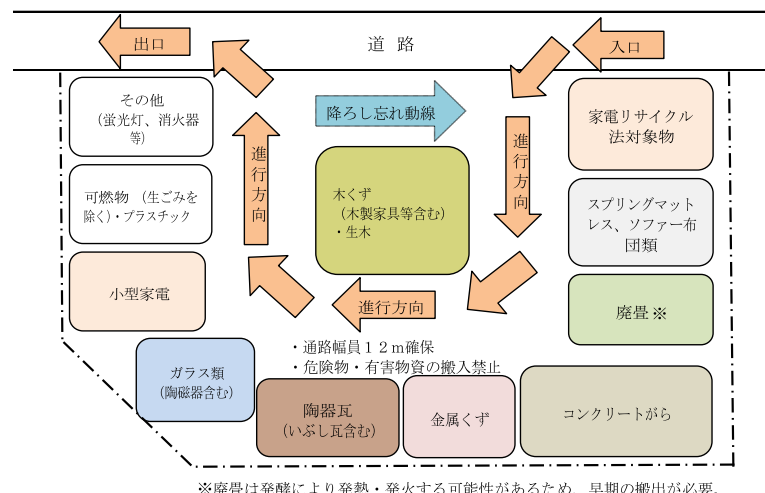
発災直後は、特に除去の緊急性の高い災害廃棄物を受け入れる必要があるため、やむを得ない場合に限り、可燃物と不燃物のみの分別で受け入れることを検討します。

その際も、受け入れを行いつつ仮置場の運営体制を整備し、順次、分別の細分化を進め、最終的には一次仮置場、二次仮置場を通して効率的な搬入・搬出及び資源化を両立することができる配置とします。

<図 10：一次仮置場(初期)の配置例>

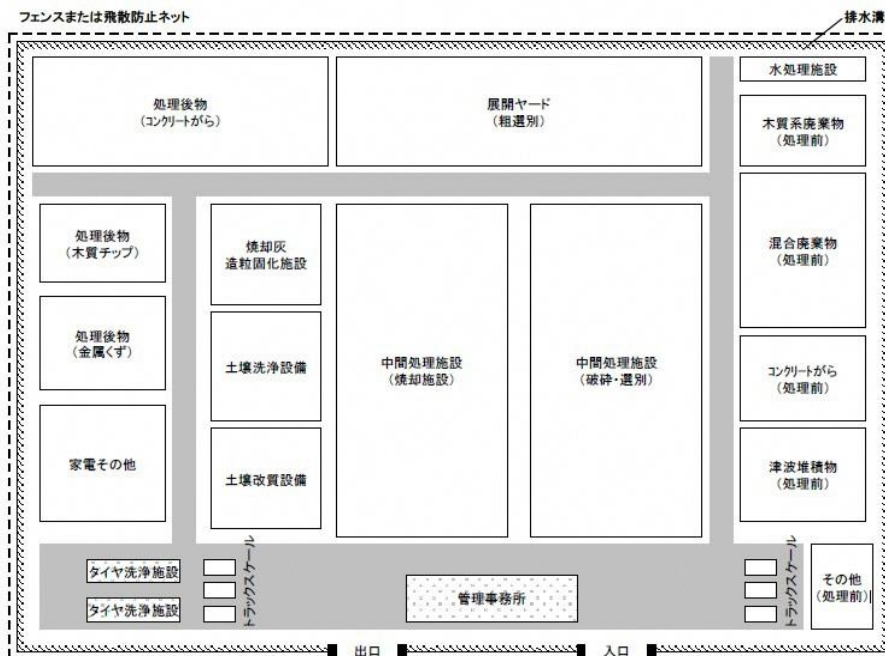


<図 11：一次仮置場(最終型)の配置例>



※廃畳は発酵により発熱・発火する可能性があるため、早期の搬出が必要。

<図 12：機械選別や焼却処理等を行う二次仮置場の配置例※1>



※1 出典：県計画

4 災害廃棄物搬入ルート及び搬入方法

発災後、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため、江南市地域防災計画において、幹線道路を対象とした緊急輸送道路が定められています。

災害が発生し交通網に支障が出た場合、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、災害廃棄物の搬入にあたっては、緊急輸送道路を使用することを想定するが、搬入車両の集中に伴う渋滞を引き起こすことがないように、緊急輸送道路の状況に併せて、別途ルートの指定を検討します。

5 仮置場の運用

発災直後は速やかに市内から災害廃棄物を移動させる必要があるため迅速な運用開始を優先することとし、受入れを行いつつ速やかに周辺環境対策、分別等を進め、安定的な運用に努めます。

(1) 周辺環境対策

ア 仮置場の運用にあたっては周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控えます。

イ 仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行います。

ウ 災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に、粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行います。

エ 一定の猶予をもって設置する仮置場については、舗装等により汚濁水の地下浸透を防止します。

オ 仮置場に処理施設を設置する場合は、騒音、振動等による周辺への影響を考慮して設置場所を決定するとともに、必要に応じて防護対策を行います。

カ 廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図ります。

(2) 搬入時の分別

ア 仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、分別の徹底を図ります。

イ 仮置場搬入時において、積載物等の確認を行います。

ウ 分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めないこととします（分別が不十分な廃棄物は持ち帰り、再度分別するよう要請）。

(3) 解体撤去時の分別

災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、円滑な仮置場での荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととします。

- ア 木くず（木製家具等含む、生木）
- イ 家電リサイクル法対象物
- ウ スプリングマットレス、ソファー・布団類
- エ 廃畳
- オ コンクリートがら
- カ 金属くず
- キ 陶器瓦（いぶし瓦含む）
- ク ガラス類（陶磁器含む）
- ケ 小型家電
- コ 可燃物（生ごみを除く）・プラスチック
- サ その他（蛍光灯、消火器等）

(4) 仮置場の搬入・搬出管理

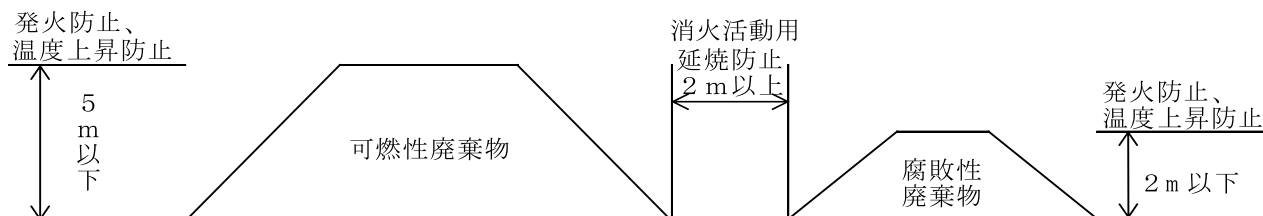
- ア 各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量及び搬出量を可能な限り記録します。
- イ 一次仮置場への搬入にあたっては、搬入物が災害廃棄物であることを確認するため、予め市の搬入許可を受けることとします。
- ウ 入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図ります。

6 仮置場の火災防止対策

<表 18：仮置場の火災防止対策※1>

項目	内容
保管高さ等	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5 m以下とし、ひと山当たりの面積を200 m²以下とする。 ・腐敗性廃棄物の稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2 m以下とし、ひと山当たりの面積を100 m²以下とし、また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。 ・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2 m以上設ける。
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、リチウムイオンをはじめとするバッテリー、電池の火花を散らす廃棄物について分別の徹底を行う。 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混合させないこと。
仮置場の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させないこと。
放熱・ガス抜き	<ul style="list-style-type: none"> ・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。 ・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。（下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の巡回監視を実施する。 ・表層から1 m程度の深さの温度や、ガス検知器を用いた一酸化炭素、可燃性ガスの濃度測定を行う。
発火・消火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保管は避け可能な限り速やかに処理を行う。 ・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火器の設置を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。

<図 13：仮置場の廃棄物の仮置き形状※2>



※1 県計画、「東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書」（平成28年3月環境省、以下「技術的事項報告書」という。）を基に江南市作成

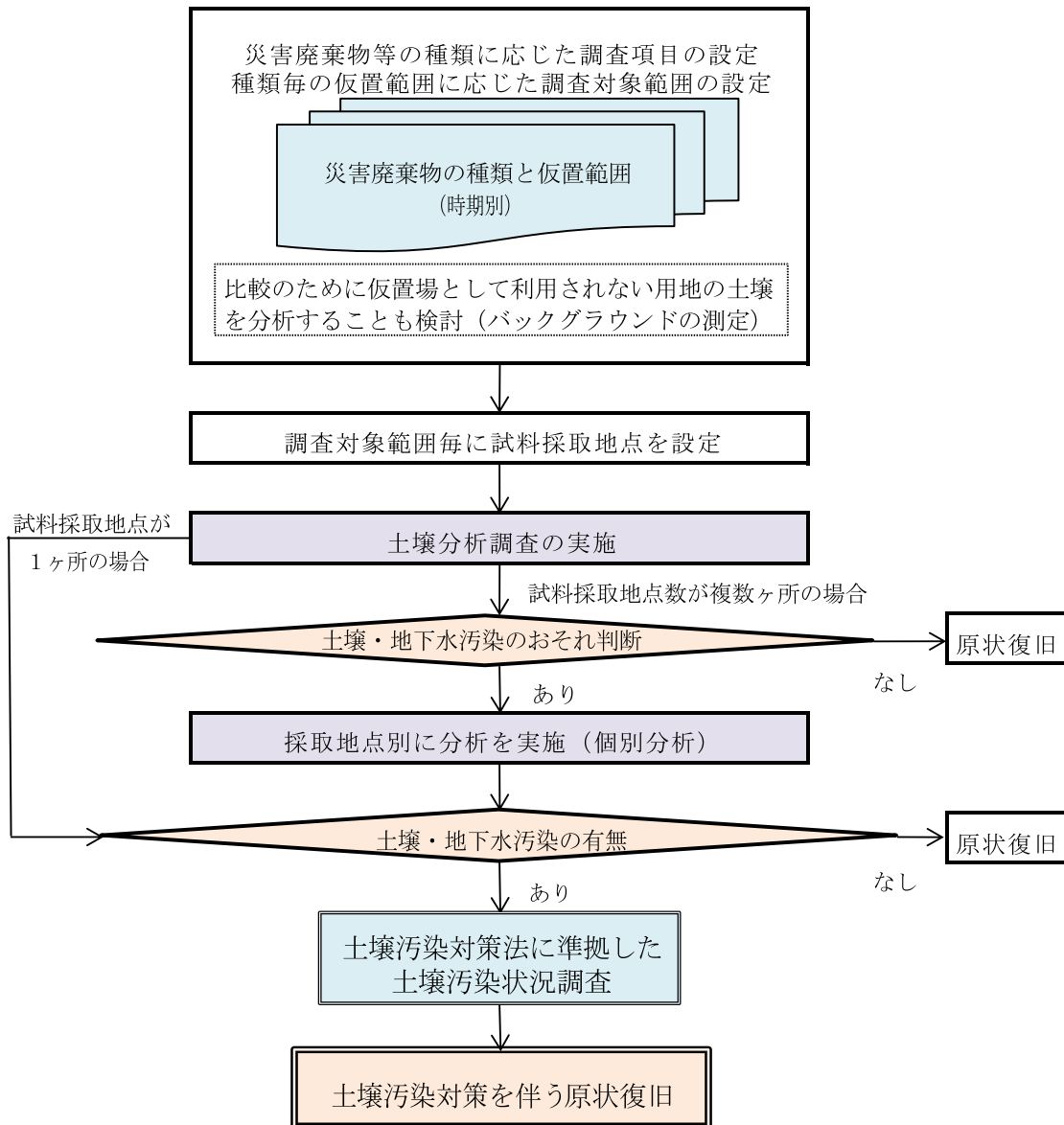
※2 出典：技術的事項報告書

7 仮置場の返還

仮置場として利用したことによる汚染が判明した場合、返還時に表土の入れ替え等の対策を行うこととする。

環境省は「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」において、仮置場を返還する際に土壌汚染の有無を確認する方法を図14のとおり示している。

< 図14: 仮置場の返還フロー ※1 >



※1 技術的事項報告書を基に江南市作成

第2節 生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針

- 1 発災後は、生活ごみ・避難所ごみの収集が困難となることが想定されるが、道路の開通や渋滞に関する情報の収集、平常時と違う場所への排出などに対応し、避難所をはじめとする市内の衛生状態の悪化を防ぐこととします。
- 2 粗大ごみは、発災後の3ヶ月間は平常時の3倍以上の量の発生が想定されるため、住民による一次仮置場への直接搬入を検討します。
- 3 生活ごみ・避難所ごみの収集は、平常時の委託体制の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請します。
- 4 ごみの分別は平常時と同様、可燃ごみは市指定袋、資源ごみは各収集場所に設置する分別容器への排出を基本とするが、災害発生直後にごみの分別が困難となった場合は、被災地の状況に応じた収集について検討します。
- 5 収集した生活ごみ・避難所ごみのうち可燃ごみは、平常時と同様に環境美化センターで処理し、焼却灰や飛灰を公益財団法人愛知環境整備センター等へ搬出することを原則とし、資源ごみについては、環境美化センターや各委託先の施設において処理するが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町や民間業者に処理を要請します。
- 6 事業系一般廃棄物については、平常時と同様に許可業者による収集を原則とします。

第1 ごみの発生量

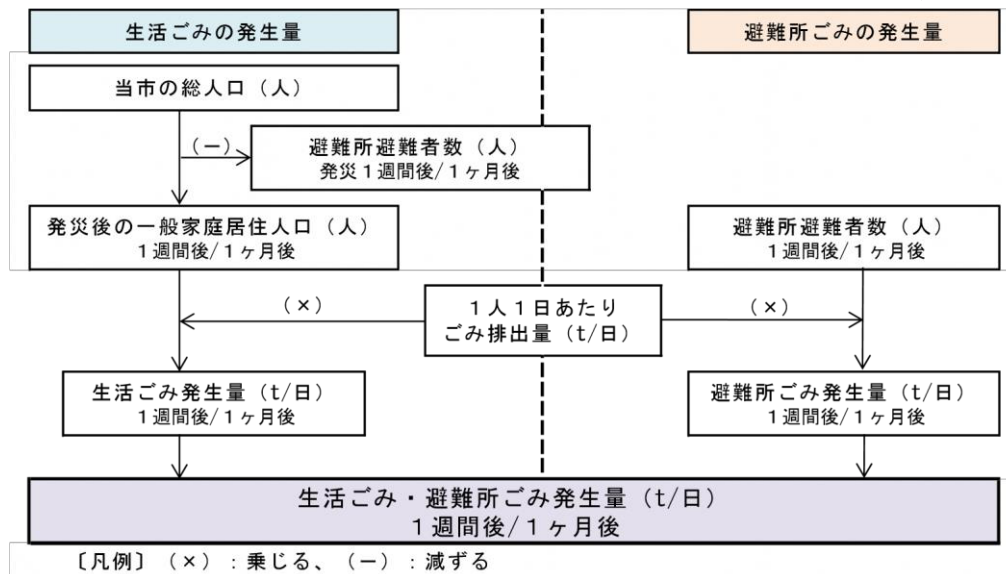
1 生活ごみ・避難所ごみの発生量推計方法

廃棄物		内 容	
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源ごみ
	粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される生活ごみ	粗大ごみ
	し尿	汲取り世帯及び仮設トイレから発生するし尿	し尿

避難者数がピークとなる発災1週間後と、避難者数が減少し通常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1ヶ月後を対象に、生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計する。

生活ごみ発生量 = (総人口 (人) - 避難所避難者数 (人)) × 1人1日あたりごみ排出量 (t/人・日)
避難所ごみ発生量 = 避難所避難者数 (人) × 1人1日あたりごみ排出量 (t/人・日)

<図 16：生活ごみ・避難所ごみの発生量推計（非被災世帯からの排出量含む）※1>



<表 19：生活ごみ・避難所ごみの発生量>

	平常時	発災1週間後	発災1ヶ月後
生活ごみ	70.0 t/日	64.0 t/日	69.9 t/日
避難所ごみ	—	6.0 t/日	0.1 t/日
合計	70.0 t/日	70.0 t/日	70.0 t/日

総人口（計画収集人口）：100,749人（平成30年4月1日現在） 避難所避難者数（発災1週間後）：約8,700人（県防災局・平成25年度） 避難所避難者数（発災1ヶ月後）：約100人（ " ）
1人1日あたりごみ排出量：695g/人・日（平成29年度実績）

※1 出典：平成27年度尾張地域災害廃棄物対策担当会議（尾張北西部）資料（愛知県環境部制作）（以下「県会議資料」という。）

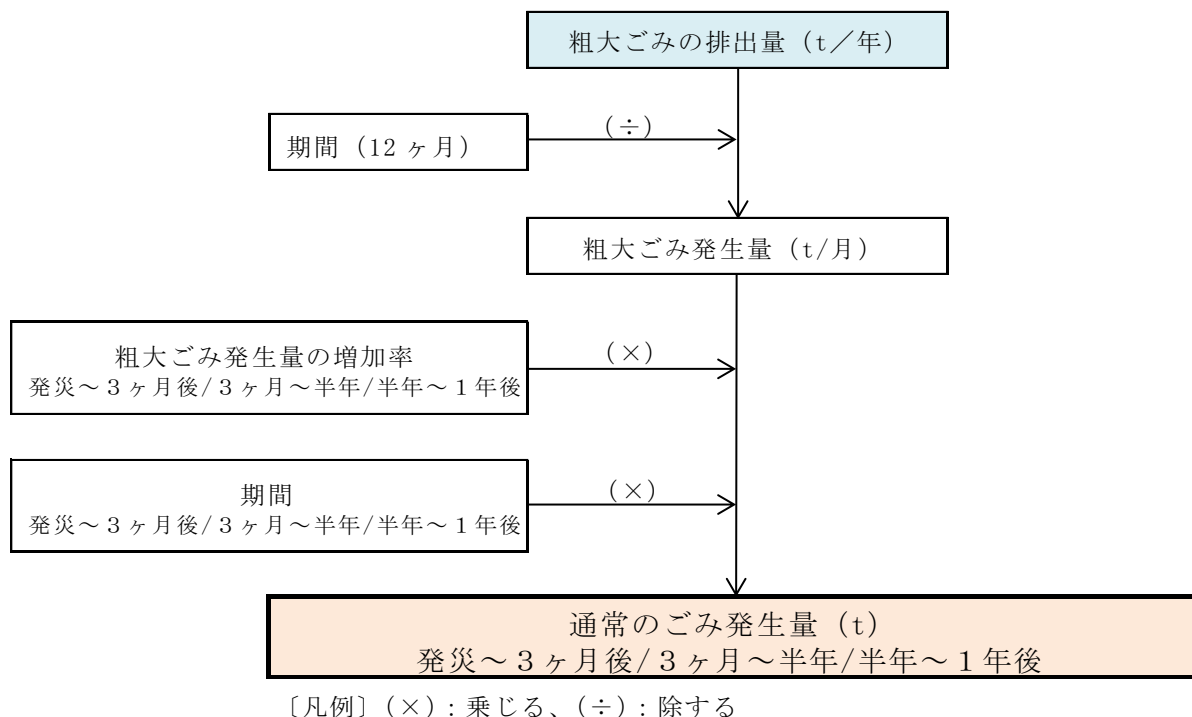
※2 端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない。

2 粗大ごみの発生量推計方法

粗大ごみの発生量については、発生直後～発災後1年後までを、3つの段階に区分し、各段階の粗大ごみ発生量を推計する。

$$\text{粗大ごみ発生量} = \text{平常時の粗大ごみ発生量 (t/年)} \div 12 \text{ ヶ月} \times \text{増加率 (\%)} \times \text{期間(ヶ月)}$$

<図 15：粗大ごみの発生量推計※1>



粗大ごみ発生量の増加率 (平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果より)			
期間	発災直後～3ヶ月後	3ヶ月後～半年	半年～1年後
増加率	334%	155%	118%

<表 20：粗大ごみの発生量>

	平常時※2 (t/1ヶ月)	発災～3ヶ月 (t/3ヶ月)	3ヶ月後～半年後 (t/3ヶ月)	半年後から1年後 (t/6ヶ月)
粗大ごみ	14.0	141.1	65.4	99.7

粗大ごみ発生量：169 t (平成29年度実績)

※1 出典：県会議資料

※2 平成29年度の粗大ごみの発生量

3 ごみ収集車の想定必要台数の算出方法※1

$$\text{ごみ収集車の想定必要台数} = \text{ごみの発生量 (t)} \div \text{平均積載量 (t/台)} \div \text{トリップ数}$$

[生活ごみ・避難所ごみ]

発生量	「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生量を対象
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（パッカー車）の平均積載量（2.6 t/台）
トリップ数	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

[粗大ごみ]

発生量	「発災直後～3ヶ月後」及び「3ヶ月後～半年」、「半年～1年後」の発生量を対象
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（パッカー車及び普通トラック）の平均積載量（2.8 t/台）
トリップ数	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

4 ごみ収集車の想定必要台数

<表 21：各ごみに係る想定必要台数>

生活ごみ・避難所ごみ		粗大ごみ	合計	
発災～1週間後	発災～1ヶ月後	発災～3ヶ月後	1週間後	1ヶ月後
7～9台	7～9台	10台	17～19台	17～19台

※1 県会議資料を基に江南市作成

第2 生活ごみ・避難所ごみの収集

1 収集車両の状況

＜表 22：ごみ収集車両等の通常時稼働台数＞

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

車種	最大積 載量	環境課 所有台数	委託業者所有台数			
			(株)大栄工業	大和エンタ ープライズ (株)	シバタ(株)	柴田金属
塵芥収集車 (バッカー車)	2t 未満	1 台		3 台	1 台	
	2t 超～ 3t 未満		3 台	2 台	8 台	2 台
	3t 超～ 4t 未満					
	4t 超		1 台			
	計	1 台 (0.85t)	4 台 (11.80 t)	5 台 (9.55t)	9 台 (18.25 t)	2 台 (4.25t)
トラック (平ボディ)	0.35 t (軽)	1 台				
	2t				4 台	2 台
	計	1 台 (0.35t)			4 台 (8 t)	2 台 (4 t)
ダンプ	2t 未満	1 台 (軽) (0.35t)				
	2t 超～ 4t 未満			4 台		1 台
	4t 超					
	計	1 台 (0.35t)		4 台 (9.85t)		1 台 (2.1t)
脱着装置付 コンテナ専用車	3t 未満					
	3t 超			2 台	1 台	
	計			2 台 (20.3t)	1 台 (3.9t)	
合計		3 台 (1.55t)	4 台 (11.80t)	11 台 (39.7t)	14 台 (30.15t)	5 台 (10.35t)

2 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制

- (1) 発災時は速やかに市及び収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立する。
- (2) 発災時に避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集するものとする。

なお、集積場所以外に排出される粗大ごみについては、家屋の片づけに伴い仮置きされたものであるか判別が困難であるため、原則として収集しないこととする。
- (3) 収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討するものとする。
- (4) 腐敗等により衛生環境を悪化させる恐れのある可燃ごみ、一時的に大量に排出され復旧復興の妨げとなる恐れのある粗大ごみを確実に収集運搬する必要があるため、必要に応じて期限を設定したうえで平常時の収集日以外にも可燃ごみの排出を可能とするなどの対応策を検討することとする。
- (5) 収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとする。
- (6) 収集方法等を変更する場合は、各情報媒体を活用し、十分な広報に努めることとする。

第3 生活ごみ・避難所ごみの処理

1 環境美化センターについて

(1) 名称、所在地

名 称	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
所 在 地	大口町河北一丁目 131 番地

(2) ごみ処理焼却処理施設

処 理 能 力	150 t = 75 t / 日 × 2 炉
形 式	旋回流型流動床式

(3) 粗大ごみ処理施設

処 理 能 力	30 t / 5 H
形 式	堅型スウィングハンマ式

2 最終処分場について

(1) 江南市一般廃棄物最終処分場

所在地	小杵町鴨ヶ池 305 番地	
埋立地面積	13,670 m ²	
全体容量	59,700 m ³	残余容量 10,990.5 m ³ (平成 31 年 3 月末時点)

(2) 保有車両

車種	所有台数	備考
タイヤショベル	1 台	処分場ごみ選別委託業者が契約に基づき用意している。
バックホー	1 台	
2t ダンプ車	1 台	
合計	3 台	—

3 生活ごみ・避難所ごみの処理

(1) 収集した生活ごみ・避難所ごみの処理は、環境美化センターで選別、破碎した後に焼却する平常時の処理の維持を原則とします。

(2) 環境美化センターが損傷し生活ごみ・避難所ごみの処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ処理を委託します。

第4 再利用・資源化対策

発災後の緊急かつやむを得ない場合を除き、原則として避難所から排出されるごみも含めて資源ごみは平常時の処理の維持を原則とし、ごみの減量に努めます。

また、資源ごみ回収の体制が整い次第、資源ごみ集積場所において分別収集を行うこととします。

第3節 適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針

- 1 災害廃棄物に含まれる適正処理が困難な廃棄物（処理困難物という。）は一次仮置場にて受入れ、資源化や指定業者への引き渡し等を行います。
- 2 石綿含有廃棄物等については、十分な飛散防止対策を講じたものに限り受け入れることとします。
- 3 PCB、有害物質を含む廃棄物等については、原則として受入れを行わないこととします。
- 4 感染性廃棄物は、平常時同様医療機関を通じた回収を原則とするが、医療機関を通じた回収ができず市内の衛生環境の悪化が懸念される場合は、一般家庭、避難所から排出されるものに限り受け入れ、隔離保管することを検討します。
- 5 生活系廃棄物に含まれる処理困難物は、平常時には集積場所に出せないものであるが、市内の衛生環境を守るために必要な場合は、緊急対応として終了期間を予め設定したうえで、被災地域からの直接持込みに限り受け入れることを検討します。
- 6 家電リサイクル法対象品目のうち、リサイクル可能なものは、災害廃棄物、生活系廃棄物ともに可能な限り資源化を図ります。
- 7 被災した自動車等は必要に応じ一時的に受入れを行うが、所有者が分かる物については所有者に返却し、所有者が不明なものはリサイクル、処分を行うこととします。
- 8 発災時には一般家庭から排出される処理困難物の増加が予想されるため、初期段階から適切な排出方法、処理方法等を広報します。
- 9 産業廃棄物は、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとします。

第1 処理困難物への対応

1 有害廃棄物

(1) 有害廃棄物受入れに関する共通事項

発災時はPCB、石綿含有廃棄物以外にも農薬やベンゼン等の有害な化学物質を含有する廃棄物が排出される可能性があり、このような状況に対応するため、相談窓口において適正な廃棄・処理を促すこととします。

また、受け入れる際は、雨水等による流出、他の廃棄物との混合を防ぐため、一次仮置場内に他の災害廃棄物と隔離した仮置場を設け、受け入れた後は速やかに別の場所へ移動し保管する等の措置を講じることとします。

(2) 石綿含有廃棄物の受入れ

石綿含有廃棄物については、家屋等の解体時から適正な作業を行うよう努めるとともに、十分な飛散防止対策を講じたもののみ受入れ、順次石綿含有廃棄物処理業者へ処理を委託することとします。

(3) PCB含有廃棄物、有害物質含有廃棄物への対応

PCB含有廃棄物、有害物質含有廃棄物については、発災後も原則として所有者が保管することとするが、市が受入れを行わなければ生活環境の保全が困難であると認められる場合は、生活環境の保全上の支障が無くなった場合に発災前の所有者へ返還することを前提に、一時的に受け入れることを検討します。

2 家電リサイクル法対象品の資源化

災害廃棄物に含まれる家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、環境省の「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（平成23年3月）」に基づき可能な範囲で分別し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法ルートでリサイクルを行います。

また、対象品のうち冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、廃棄物処理法によりメーカーでの冷媒フロンの回収・処理が義務付けられおり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼します。

なお、破損、腐食の程度によりリサイクル可能か否かを判断して、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとします。

3 パソコンの資源化

災害廃棄物に含まれるパソコンについては、可能な限り一般社団法人パソコン3R推進協会及び小型家電リサイクル法による認定事業者によるリサイクルルートにより資源化し、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとしします。

4 被災した自動車への対応

被災した自動車は原則として所有者が処分するが、次の場合は一時的に受入れたうえで適宜対応を行うこととしします。

(1) 道路啓開、復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、迅速な撤去が必要であるが所有者の処分が間に合わず、また、発生場所周辺で保管することができない場合一時的な受入れの後は、速やかに所有者へ返還。

(2) 復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、所有者が不明な場合

- ・緊急的な撤去が必要なもの

災害応急対応のため緊急的な撤去が必要な廃自動車等については、国指針に基づき速やかに仮置場へと移動し、所有者もしくは引取業者に引き渡すまで保管する。仮置場に搬入した廃自動車等について、所有者が判明した場合は、所有者に引取意思がある場合は所有者に、ない場合は引取業者に引き渡す。所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有権が市に帰属してから引取業者に引き渡す。

- ・緊急的な撤去が必要でないもの

緊急的な撤去が必要でない廃自動車等について、所有者が判明した場合は、所有者に引取意思がある場合は所有者に、ない場合は引取業者に引き渡す。所有者が不明な場合は、平常時の放置自動車の例に準じて取り扱うことを基本とし、必要に応じて仮置場の一時保管を行う。

第2 処理困難物の処理先等

災害時に排出される可能性のある処理困難物の主な処理先等については、下記のとおり県において例示されているため、発災時にはこれを参考に状況に応じて処理先を選定することとする。

＜表 23：主な処理困難物の処理方法（例）※1＞

項目	主な処理先等	留意点
スプレー缶、カセットボンベ	市町村又は処理業者の破砕施設	通常の排出方法を徹底し、火災に注意
蛍光灯・体温計、電池等	蛍光灯・体温計：水銀のリサイクル施設、リチウム電池・ニッカド電池・水銀電池、バッテリー：販売店	通常の排出方法を徹底し、環境汚染・火災に注意
廃畳	処理業者のRPF化施設、破砕後に焼却施設	保管高さ等に留意し火災に注意
廃家電	家電リサイクルルート：指定引取場、リサイクル不適物は粗大ごみ処理施設等	リサイクル不適物でも、フロン類※2が残っているものは要回収、冷蔵庫の食品は事前廃棄が必要
廃タイヤ	販売店、処理業者の破砕施設	タイヤ中の水溜まりでの蚊の発生や火災に注意
消火器	広域処理認定ルート：（一社）消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	海中・泥中に入ったものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	販売業者に回収依頼、LPガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	処理業者の焼却施設	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものに注意が必要
薬品・廃農薬、殺虫剤	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者へ回収措置等を指導
注射器、注射針等※3	処理業者の熔融施設	手などを傷つけないよう、堅牢な容器に保管
石膏ボード	有害物質を含むものは、市町村又は処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼有害物質を含まないものは資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物※4	市町村又は処理業者の最終処分場、熔融施設	成形板等は出来るだけ破砕しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	市町村又は処理業者の管理型処分場、熔融施設	原則仮置場に持ち込まない 耐水性の二重梱包、固形化・薬剤処理後、埋立等
肥料	津波堆積物の改質助剤、市町村又処理業者の管理型処分場	消石灰等による悪臭対策が必要埋立に当たっては、フレコンバックに梱包
飼料、食品廃棄物	市町村又は処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
PCB廃棄物※5	高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業㈱、低濃度PCB廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者	高濃度PCB廃棄物は、各銘板で判別届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
廃自動車	自動車リサイクルルート：引取業者	所有者の特定、意思確認に努める。 電気自動車等は漏電に注意する

※1 出典：県計画

※2 フロン類

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。冷蔵庫・冷凍庫・エアコンに含まれるフロン類は、愛知県フロン回収・処理推進協議会と連携を図り、適正に回収・処理を行うこととします。

※3 注射器、注射針等（感染性廃棄物等）

医療機関での医療行為のほか、慢性病患者が自宅で自ら行う注射等によって発生する、人が感染し又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

平常時同様に、排出者である医療機関等の責任において処理をするものとし、災害時に設置される救護所等で発生するものは、救護所に従事する医師と市が協議し、適切な処理方法を確保します。

※4 石綿含有廃棄物

昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。石綿含有廃棄物を使用した建築廃材の収集運搬の際は、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月、環境省水・大気環境局大気環境課）、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、石綿の飛散防止措置を講じることとします。

※5 PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に使用されており、強い毒性があり、昭和47年頃まで生産されており、昭和48年に法律により製造・輸入が禁止されたもの。

また、PCB廃棄物の運搬については、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて行うものとし、

第4節 損壊家屋等の解体・撤去の基本方針

損壊家屋等の解体・撤去は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき実施するものであり、原則として発災後に環境省が策定する災害廃棄物処理事業費補助金の交付方針等により補助対象となる家屋等を対象とします。

1 市が行う損壊家屋等の解体・撤去（以下「公費解体」という。）は速やかな復旧・復興を目的とするものであり、応急危険度判定、住宅の被害認定調査の結果を踏まえて道路管理者をはじめとする復旧・復興作業を実施する関係課等と協議し、優先順位を決定したうえで計画的な撤去を行います。

2 公費解体は、建物所有者からの申請を原則とするが、解体・撤去に関する所有者の意思が確認できない建物のうち速やかな復旧・復興のために解体・撤去を要するものについては、土地家屋調査士等により建物の価値がないという判定が示されることを条件に、関係各課と解体に向けた協議を行います。

3 家屋所有者が損壊家屋の自主撤去を行う際も国の補助対象となる場合があるため、所定の手続を行ったうえで公費解体に準じた解体作業を行うよう広報に努めます。

4 解体にあたっては、建設リサイクル法及び市の一次仮置場の分別区分に従った分別を徹底するとともに、思い出の品等について丁寧に扱うよう指導することとします。

第1 解体・撤去の手続

1 所有者の意思確認ができない建物の解体・撤去

所有者の意思が確認できない場合の公費解体については、国の「家屋等撤去指針」で「倒壊しがれき状態になっているものについては所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない」と定められているものの、法的根拠の弱さを指摘する意見もあり※1、慎重に行う必要があります。

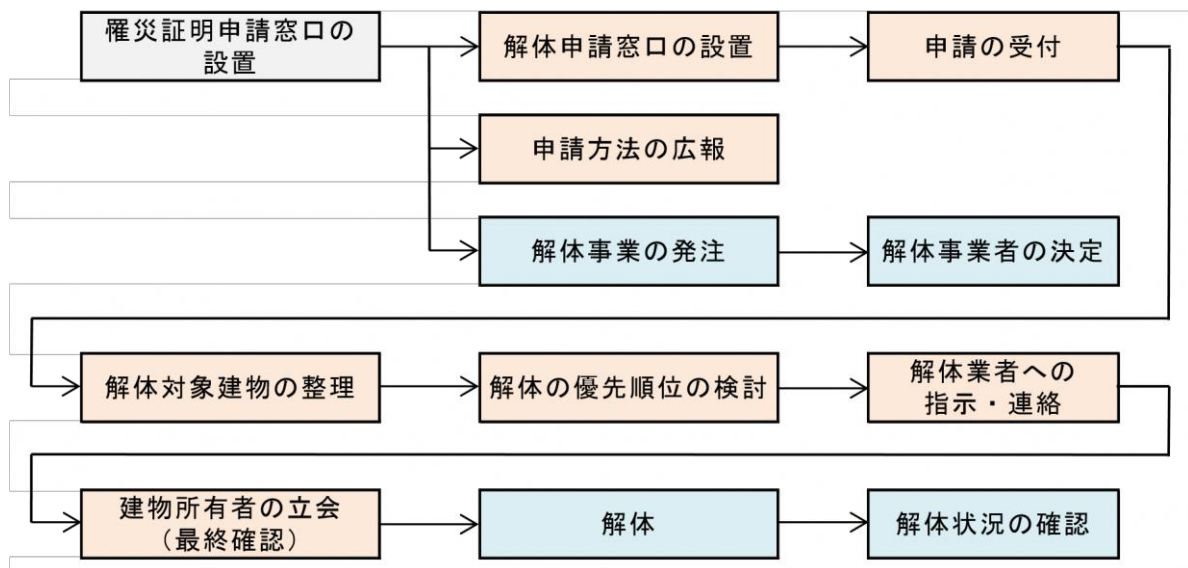
2 手続の簡素化

罹災証明申請の際に解体の意思確認を併せて実施する、建物への意思確認サインの掲示を依頼するなど、所有者の解体手続の負担軽減と意思確認の効率化を図ることとします。

また、地区ごと、区画ごとの解体撤去の実施など解体作業の効率化を図ります。

3 解体・撤去の手順例

＜図16：解体・撤去の手順（例）※2＞



※1 出典：巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか（環境省東北地方環境事務所）

※2 出典：県計画

第2 解体・撤去における注意点

- 1 解体・撤去前に建物の構造、建築年代等を既存資料から確認することで石綿使用の可能性を判断する。石綿使用の可能性のある建物については実際の建物を見て判断し、石綿や石綿含有建材を使用している場合や使用の可能性を否定できない場合は、石綿の隔離養生や石綿含有建材の手ばらし除去などを徹底して飛散防止に努めます。
- 2 解体・撤去時の分別については、「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱について（平成28年4月22日環境省・国土交通省）」が適用される状況を除き、建設リサイクル法及び一次仮置場での分別状況に従うこととします。
- 3 所有者と連絡が取れる場合は、解体・撤去時に必ず所有者又は代理人の立ち会いを求めるとし、所有者又は代理人の立ち会いが困難な場合は損壊家屋に関する一切の権利の放棄を誓約させることとします。
- 4 所有者と連絡が取れない場合は、所有権等について法的な整理を行ったうえで解体・撤去することとします。

また、解体に伴い生じる思い出の品については、所有者へ返すよう努めるとともに、貴重品については警察へ届け出ます。
- 5 労災防止のため、労働基準監督署と連携して、定期パトロールを実施して指導を行います。
- 6 解体業者の選定に関しては、解体業員名簿を確認することや再委託の制限を行うとともに警察等と連携することで、反社会的勢力の排除に努めます。

第5節 し尿処理の基本方針

- 1 避難所の衛生環境を保持するため、発災後速やかにバキューム車で避難所を巡回しつつ状況を確認するなど、避難所から排出される大量のし尿の収集体制の構築を最重要課題とする。
- 2 避難所への避難人数に応じてし尿の発生量を推計し、道路の開通や渋滞に関する情報と併せて効率的な収集体制の確立を目指すとともに、避難所以外の断水世帯等への収集も早期に開始できるよう努めます。
- 3 平常時の委託による収集の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請します。
- 4 収集したし尿は、平常時同様愛北クリーンセンターで処理することを原則とするが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、愛知県を通じて他自治体へ処理要請を検討します。

第1 し尿の発生量

1 し尿発生量の推計方法

避難者数がピークとなる発災1週間後と、避難者数が減少し通常時のし尿処理体制に戻りつつある発災1ヶ月後を対象に、し尿の発生量を推計します。

$$\text{し尿発生量} = \text{汲み取り対象世帯での発生量} + \text{避難所での発生量} + \text{断水世帯での発生量}$$

2 し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法

$$\text{想定必要台数} = \text{し尿発生量 (kL)} \div \text{平均積載量 (kL/台)} \div \text{トリップ数}$$

発生量	県会議資料による「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生推計量
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（バキューム車）の平均積載量（3.84kL）
トリップ数	1日あたり3～5回、週5日稼働すると設定

3 し尿発生量と想定必要台数等

<表24：し尿発生量※1と想定必要台数>

時期	発生量	想定必要台数
発災1週間後	46.0kL/日	2～4台
発災1ヶ月後	10kL/日	1台

第2 し尿の収集

1 収集車両の状況

<表25：し尿収集車両の通常時稼働台数>

(平成31年4月1日現在)

車種	委託業者	(株)大栄工業	(株)倉衛工業	(有)ホテイクリ ーン	合計
し尿収集車 (バキューム車)	収集車台数	3台	3台	1台	7台
	最大積載量合計	6kL	9kL	1.8kL	16.8kL

※1 出典：県会議資料、被災世帯からの排出量を含む

2 不足時の対応

想定する発生量を超えた場合や、通常時に稼働している車両が使用出来なくなった場合などについては、状況に応じ次の方策を組み合わせ対応します。

- (1) 大型車両での効率的な収集体制の確立による収集量増加
- (2) 避難者数が多い期間の稼働日数の増
- (3) 収集委託業者が保有する浄化槽汚泥収集車両のし尿収集への流用
- (4) 他市町村、民間業者への収集委託

3 し尿の収集・運搬体制

- (1) 発災時は速やかに収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立します。
- (2) 発災時に避難所から排出されるし尿の収集は、平常時のし尿収集ルートとは別のルートとし、日々変化する避難者数に応じて適宜収集頻度を調整し、効率的な収集に努めます。
- (3) 収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討します。
- (4) 避難所の簡易トイレや携帯トイレ等のポリ袋等を使用したし尿については、衛生的に収集運搬が行える車両（ごみ収集車等）での収集を検討します。

また、これらは愛北クリーンセンターでは処理できないため可燃ごみとして焼却施設で処理します。

- (5) 収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請します。

第3 し尿の処理

1 愛北クリーンセンターの処理能力

(1) 名称、所在地

名 称	愛北広域事務組合「愛北クリーンセンター」
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地

(2) し尿処理施設

施 設 規 模	280kL/日 (し尿 + 浄化槽汚泥)
形 式	高負荷脱窒素処理方式 + 一次処理水の下水投入
備 考	江南市と岩倉市、犬山市、大口町、扶桑町で構成

2 愛北クリーンセンター以外での処理

施設の破損等による稼働停止や処理能力を超える場合にあっては受入制限の実施や協定に基づき他自治体への処理要請をします。

第6節 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物処理の基本方針

- 1 発災後は、被災建物から水没した家財道具等の濡れごみの搬出速度が速いため、速やかに仮置場を整備するとともに分別方法や搬入方法について広報します。
- 2 水分を含んだ畳等の廃棄物については、腐敗しやすく、発熱・発火する可能性があるため、悪臭や害虫、火災等の二次災害への注意が必要であり、保管方法、消臭・毒、監視体制等に配慮するとともに早期処理に努めます。
- 3 水没した汲取便槽、浄化槽を清掃した際に発生するし尿や汚泥については、公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃・消毒を行います。

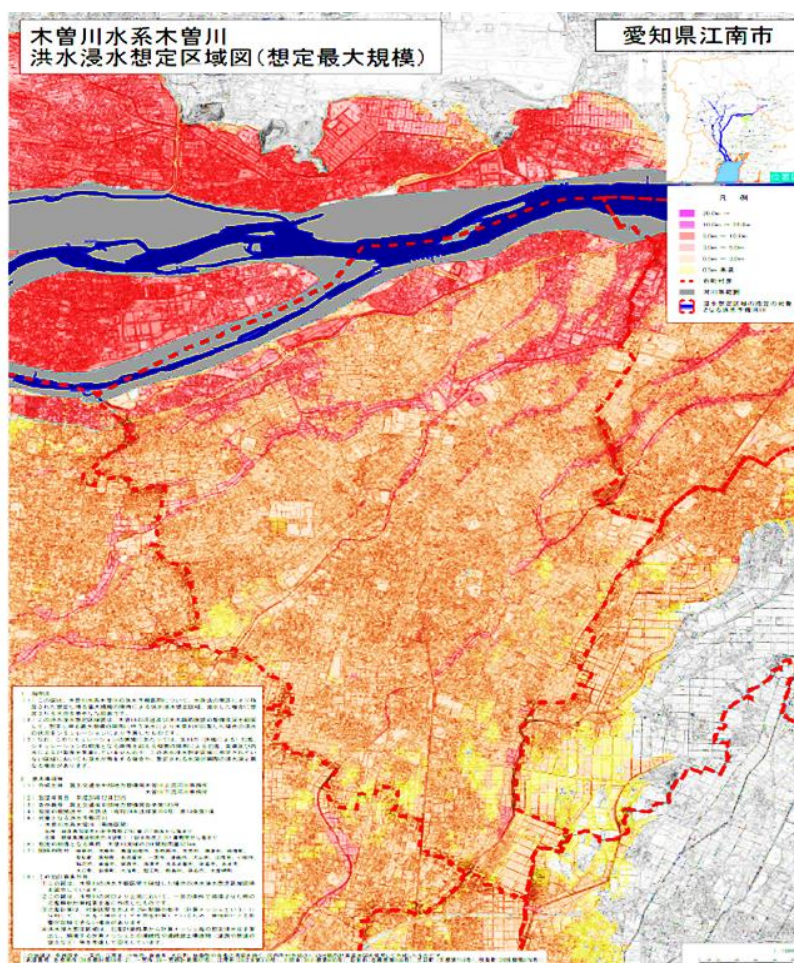
第1 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の推計量

1 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の推計方法

本計画の上位計画である愛知県災害廃棄物処理計画では風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の推計量は記載されていないため、本計画において独自に推計します。

想定最大規模降雨（二日間総雨量527mm）を想定した木曽川浸水想定区域図（図17）においては市内全域が床上浸水（0.5m～3mの浸水被害）と予想されています。

<図17：木曽川浸水想定区域図(想定最大規模降雨) ※1 >



$$\text{災害廃棄物発生量} = \text{被害家屋数①} \times \text{廃棄物量原単位②}$$

①市内家屋数 41,737棟 ※2

②床上浸水で発生する廃棄物量原単位 4.60 t/棟 ※3

$$\text{①} \times \text{②} \quad 41,737 \times 4.60 = \underline{191,990 \text{ t}}$$

※1 出典：木曽川上流事務所「木曽川水系洪水浸水想定区域図」より

※2 平成30年江南市税務概要より

※3 国災害廃棄物対策指針より

第2 風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物の仮置場

①発生量※1

可燃物(t)	34,558
不燃物(t)	157,432
計(t)	191,990

②比重

可燃物	0.55
不燃物	1.48

③積上げ高さ(最大)

高さ(m)	5
-------	---

④保管面積

保管面積＝発生量①÷比重②÷高さ③

可燃物(m ²)	21,274
不燃物(m ²)	12,566
計(m ²)	33,840

⑤作業スペース

作業スペース＝保管面積④×2/3

作業スペース(m ²)	22,560
-------------------------	--------

⑥仮置場必要面積

仮置場必要面積＝保管面積④＋作業スペース⑤

仮置場必要面積(m ²)	56,400
--------------------------	--------

仮置場の必要面積 = (保管面積 + 作業スペース) / 2

○保管面積 = 発生量 ÷ 比重 ÷ 高さ

(比重: 可燃物 0.55 不燃物 1.48 高さ: 5m)

○作業スペース = 保管面積 × 2/3

県計画では、仮置場必要面積については、災害廃棄物が随時搬入されること、また、処理も同時に進行することから、⑥の面積に2分の1を乗じたものを必要面積としているため、⑥×1/2=28,200 m² が風水害、その他自然災害時における仮置場必要面積となります。

仮置場候補地である蘇南公園は64,836 m²であるため仮置場必要面積として十分な面積を有しています。

※1 県計画災害廃棄物の発生推計量の比率により算出した

【参考資料】仮置場の設置、運営等において配慮すべき事項について

実行計画において仮置場の設置・運営を決定する際には、本編を基に作成した「仮置場の設置・運営チェックリスト」及び「仮置場の火災防止対策チェックリスト」を参考にすることとする。

1 仮置場の設置・運営チェックリスト

(1) 周辺環境対策

	項 目	確認
1	周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控える。	<input type="checkbox"/>
2	仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行う。	<input type="checkbox"/>
3	災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に、粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。	<input type="checkbox"/>
4	一定の猶予をもって設置する仮置場は、舗装等により汚濁水の地下浸透の防止を行う。	<input type="checkbox"/>
5	仮置場に処理施設を設置する場合は、騒音、振動等による周辺への影響を考慮し設置場所を決定するとともに、必要に応じて防護対策を行う。	<input type="checkbox"/>
6	廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図る。	<input type="checkbox"/>

(2) 搬入時の分別

	項 目	確認
1	仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、分別の徹底を図る。	<input type="checkbox"/>
2	仮置場搬入時において、積載物等の確認を行う。	<input type="checkbox"/>
3	分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めない。(分別が不十分な廃棄物は持帰り、再度分別するよう要請する)。	<input type="checkbox"/>

(3)解体撤去時の分別（実行計画策定時の分別を下欄に記入）

	項 目	確認
	災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、円滑な仮置場での荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととする。 (記入例)	<input type="checkbox"/>
	ア 木くず（木製家具等含む、生木）	<input type="checkbox"/>
	イ 家電リサイクル法対象物	<input type="checkbox"/>
	ウ スプリングマットレス、ソファー・布団類	<input type="checkbox"/>
	エ 廃畳	<input type="checkbox"/>
	オ コンクリートがら	<input type="checkbox"/>
	カ 金属くず	<input type="checkbox"/>
	キ 陶器瓦（いぶし瓦含む）	<input type="checkbox"/>
	ク ガラス類（陶磁器含む）	<input type="checkbox"/>
	ケ 小型家電	<input type="checkbox"/>
	コ 可燃物（生ごみを除く）・プラスチック	<input type="checkbox"/>
	サ その他（蛍光灯、消火器等）	<input type="checkbox"/>

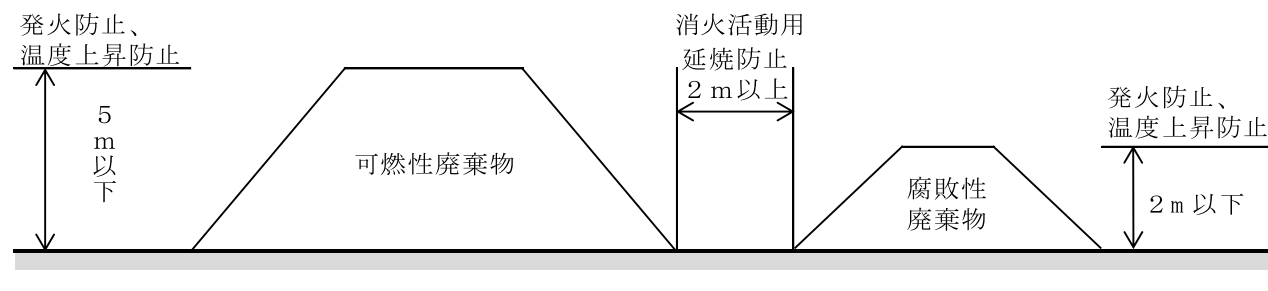
(4)搬入・搬出管理

	：	確認
1	各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量及び搬出量を可能な限り記録する。	<input type="checkbox"/>
2	一次仮置場への搬入にあたっては、搬入物が災害廃棄物であることを確認するため、予め市の搬入許可を受けることとする。	<input type="checkbox"/>
3	入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図る。	<input type="checkbox"/>

仮置場の火災防止対策チェックリスト

項目	内容	確認
保管高さ等	・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5 m以下とし、ひと山当たりの面積を200 m ² 以下とする。	<input type="checkbox"/>
	・腐敗性廃棄物の剪定枝、落ち葉、稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2 m以下とし、一山当たりの面積を100 m ² 以下とし、また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。	<input type="checkbox"/>
	・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2 m以上設ける。	<input type="checkbox"/>
分別の徹底	・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、リチウムイオンをはじめとするバッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物について分別の徹底を行う。	<input type="checkbox"/>
	・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混合させないこと。	<input type="checkbox"/>
仮置場の配置	・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させないこと。	<input type="checkbox"/>
放熱・ガス抜き	・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。	<input type="checkbox"/>
	・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。 （下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）	<input type="checkbox"/>
モニタリング	・仮置場の巡回監視を実施する。	<input type="checkbox"/>
	・表層から1 m程度の深さの温度、一酸化炭素濃度の測定を行う。	<input type="checkbox"/>
発火・消火対策	・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保管は避け可能な限り速やかに処理を行う。	<input type="checkbox"/>
	・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火器の設置を行う。	<input type="checkbox"/>
その他	・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。	<input type="checkbox"/>
	・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。	<input type="checkbox"/>

<仮置場の廃棄物の仮置き形状>



江南市災害廃棄物処理計画

令和2年2月

発行 愛知県江南市

問合せ先 経済環境部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地

電話 (0587) 54-1111 (代表)
